

第 43 回大阪市学校適正配置審議会

令和7年3月 27 日（木） 午後3時 00 分～

〔大阪市役所 5階特別会議室〕

大阪市教育委員会事務局

次 第

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 出席委員紹介

4 議事 1

会長及び会長代理の選任

5 報告事項

(1) 令和 6 年度児童・生徒数、学級数の現況について

(2) 学校適正配置の取組状況について

(3) 大規模校の現状と経過報告について

(4) 中学校の学校配置の適正化にかかる検討状況について

6 議事 2

大阪市における現状と課題について

7 閉 会

大阪市学校適正配置審議会委員名簿

【委員】（50 音順）

一本松	三雪	委員	大阪市社会福祉協議会評議員
臼田	利之	委員	大阪経済大学経済学部准教授
大鳥	真寛	委員	大阪市 PTA 協議会副会長
片山	紀子	委員	京都教育大学大学院連合教職実践研究科教授
高坂	佳詩子	委員	弁護士
小西	恵美	委員	大阪市 PTA 協議会副会長
多田	龍弘	委員	大阪市地域振興会副会長
田中	真秀	委員	大阪教育大学大学院連合教職実践研究科准教授
谷田	京子	委員	大阪市地域女性団体協議会書記
徳永	加代	委員	帝塚山大学教育学部こども教育学科教授
中西	啓喜	委員	桃山学院大学社会学部社会学科准教授
山上	直子	委員	産経新聞大阪本社論説委員
山下	晃一	委員	神戸大学大学院人間発達環境学研究科教授

【教育委員会事務局】

多田	勝哉	教育長
藤巻	幸嗣	教育次長
福山	英利	教育監
山口	照美	区担当教育次長（港区長）
松田	淳至	総務部長
近藤	律子	学校環境整備担当部長
大西	啓嗣	指導部長
花月	良祐	施設整備課長
笹田	愛子	学校適正配置担当課長
山東	昌弘	学校適正配置担当課長
乗京	慎二	初等・中学校教育担当課長
関谷	茂俊	指導部首席指導主事

5 報告事項

(1) 令和6年度児童・生徒数、学級数の現況について

資料1－1 児童・生徒数の推移

資料1－2 小学校・中学校学級数の推移

資料1－3 令和6年度・令和5年度 学校別の児童・生徒数、学級数

(2) 学校適正配置の取組状況について

資料2－1 適正配置対象校の状況について（小学校）

資料2－2 学校配置の適正化（統合）の実施状況

(3) 大規模校の現状と経過報告について

資料3 大規模校・過大規模校について（小学校）

(4) 中学校の学校配置の適正化にかかる検討状況について

資料4－1 改正概要（条例、規則）

資料4－2 大阪市立学校活性化条例（抜粋）

資料4－3 大阪市立小学校及び中学校の適正規模の確保に関する規則

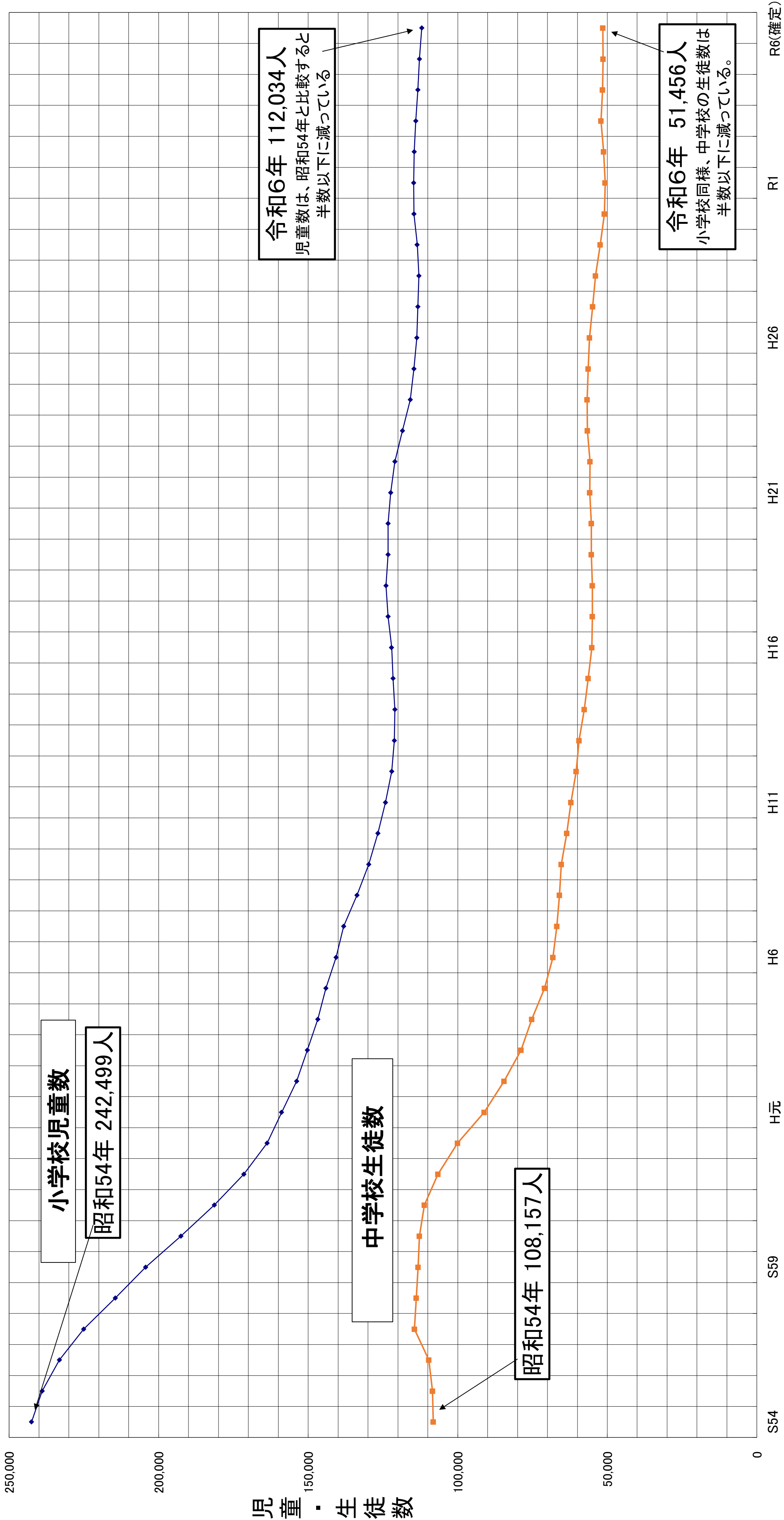
資料4－4 改正案概要（指針）

資料4－5 大阪市立小学校・中学校 学校配置の適正化の推進のための指針（案）

(1) 令和6年度児童・生徒数、学級数の現況について

資料 1－1：児童・生徒数の推移

(各年度5月1日時点)



※院内分校(明治小)、郊外校(弘済小、長谷川小)在籍児童数・生徒数、夜間学級生徒数を含む。

※特別支援学級在籍児童数・生徒数を含む。

※義務教育学校(生野未来学園 前期課程・後期課程)を含む(R4～)。

年度

(1) 令和6年度児童・生徒数、学級数の現況について

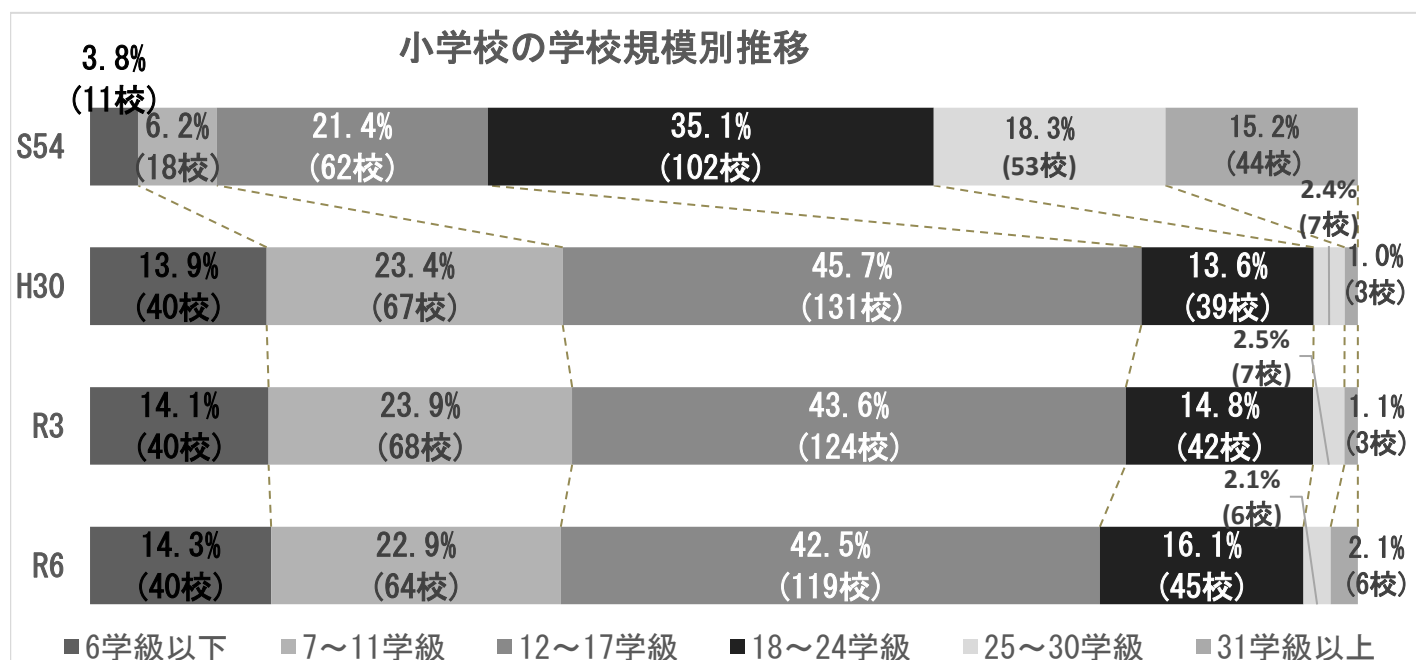
資料 1 - 2 : 【小学校】学級数の推移(学校規模別)

各年度5月1日現在

年度	学級数	6以下	7以上 11以下	12以上 17以下	18以上 24以下	25以上 30以下	31以上	合計
S54	学校数	11	18	62	102	53	44	290
	割合	3.8%	6.2%	21.4%	35.1%	18.3%	15.2%	100.0%
H28	学校数	39	68	134	42	4	3	290
	割合	13.4%	23.4%	46.3%	14.5%	1.4%	1.0%	100.0%
H29	学校数	40	70	127	43	6	2	288
	割合	13.9%	24.3%	44.1%	14.9%	2.1%	0.7%	100.0%
H30	学校数	40	67	131	39	7	3	287
	割合	13.9%	23.4%	45.7%	13.6%	2.4%	1.0%	100.0%
R1	学校数	40	65	133	39	7	3	287
	割合	13.9%	22.7%	46.4%	13.6%	2.4%	1.0%	100.0%
R2	学校数	43	62	130	42	6	3	286
	割合	15.0%	21.7%	45.5%	14.7%	2.1%	1.0%	100.0%
R3	学校数	40	68	124	42	7	3	284
	割合	14.1%	23.9%	43.6%	14.8%	2.5%	1.1%	100.0%
R4	学校数	34	74	118	43	7	3	279
	割合	12.2%	26.5%	42.3%	15.4%	2.5%	1.1%	100.0%
R5	学校数	40	60	122	45	8	4	279
	割合	14.3%	21.5%	43.8%	16.1%	2.9%	1.4%	100.0%
R6	学校数	40	64	119	45	6	6	280
	割合	14.3%	22.9%	42.5%	16.1%	2.1%	2.1%	100.0%

※院内分校、郊外校、義務教育学校（前期課程）を除く。

※学級数は特別支援学級を除く。



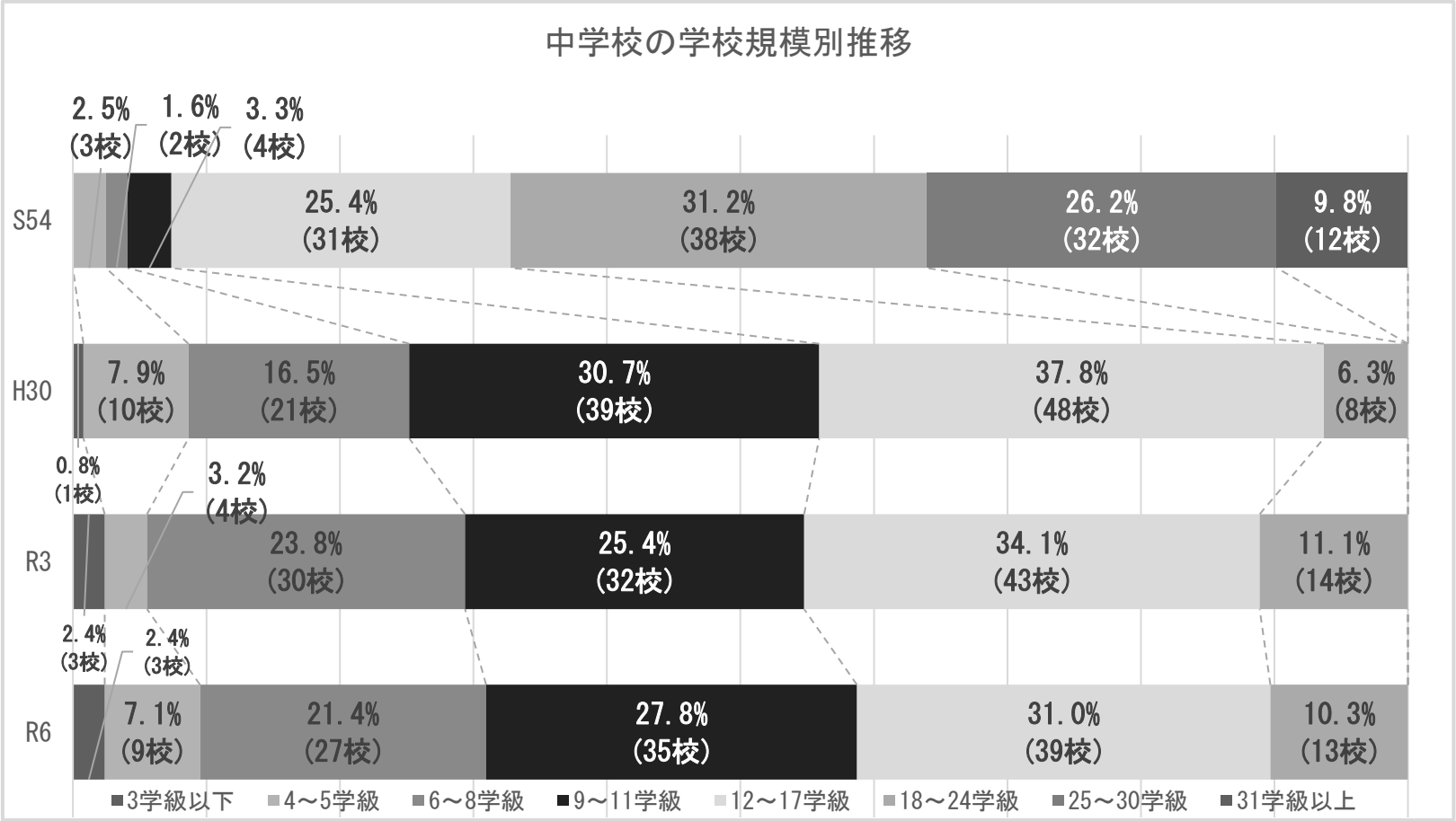
(1) 令和6年度児童・生徒数、学級数の現況について

資料１－２：【中学校】学級数の推移(学校規模別)

各年度5月1日現在

年度	学級数	3以下	4以上 5以下	6以上 8以下	9以上 11以下	12以上 17以下	18以上 24以下	25以上 30以下	31以上	合計
S54	学校数	0	3	2	4	31	38	32	12	122
	割合	0.0%	2.5%	1.6%	3.3%	25.4%	31.2%	26.2%	9.8%	100.0%
H28	学校数	1	5	21	37	51	12	0	0	127
	割合	0.8%	3.9%	16.5%	29.1%	40.3%	9.4%	0.0%	0.0%	100.0%
H29	学校数	1	7	23	37	49	10	0	0	127
	割合	0.8%	5.5%	18.1%	29.1%	38.6%	7.9%	0.0%	0.0%	100.0%
H30	学校数	1	10	21	39	48	8	0	0	127
	割合	0.8%	7.9%	16.5%	30.7%	37.8%	6.3%	0.0%	0.0%	100.0%
R1	学校数	2	6	25	39	46	8	0	0	126
	割合	1.6%	4.8%	19.8%	31.0%	36.5%	6.3%	0.0%	0.0%	100.0%
R2	学校数	2	6	28	36	43	11	0	0	126
	割合	1.6%	4.8%	22.2%	28.6%	34.1%	8.7%	0.0%	0.0%	100.0%
R3	学校数	3	4	30	32	43	14	0	0	126
	割合	2.4%	3.2%	23.8%	25.4%	34.1%	11.1%	0.0%	0.0%	100.0%
R4	学校数	4	4	26	34	43	14	0	0	125
	割合	3.2%	3.2%	20.8%	27.2%	34.4%	11.2%	0.0%	0.0%	100.0%
R5	学級数	3	8	25	33	45	11	0	0	125
	割合	2.4%	6.4%	20.0%	26.4%	36.0%	8.8%	0.0%	0.0%	100.0%
R6	学級数	3	9	27	35	39	13	0	0	126
	割合	2.4%	7.1%	21.4%	27.8%	31.0%	10.3%	0.0%	0.0%	100.0%

※郊外校、義務教育学校（後期課程）を除く。
※学級数は特別支援学級、夜間学級を除く。



(1) 令和6年度児童・生徒数、学級数の現況について

資料1-3:【小学校】令和6年度・令和5年度 学校別の児童数・学級数

※各年度5月1日現在。

※義務教育学校、院内分校、郊外校を除く。

※児童数は特別支援学級在籍児童を含む。

学級数の()は特別支援学級で外数。

学級数欄【凡例】

 (太枠・太字) 複式学級を有する (濃い網掛け) 全学年単学級 (薄い網掛け) 7～11学級

区名	学校名	令和6年度		令和5年度	
		児童数	学級数	児童数	学級数
北	滝川	362	12 (5)	361	12 (5)
	堀川	961	30 (6)	940	28 (7)
	西天満	306	12 (4)	324	12 (4)
	菅北	234	9 (4)	245	10 (4)
	豊崎東	425	13 (8)	356	11 (7)
	豊崎本庄	361	12 (7)	376	12 (7)
	中津	400	15 (5)	376	14 (5)
	大淀	679	22 (6)	693	22 (7)
	豊仁	387	12 (6)	380	12 (6)
	豊崎	189	6 (6)	192	6 (5)
	扇町	717	21 (9)	691	21 (10)
	中之島	434	13 (3)		
都島	桜宮	298	12 (5)	301	12 (5)
	中野	428	15 (4)	431	15 (5)
	高倉	714	22 (8)	757	23 (9)
	淀川	264	10 (4)	273	11 (3)
	都島	322	12 (6)	328	12 (7)
	内代	222	8 (3)	212	8 (3)
	東都島	517	16 (7)	492	15 (7)
	大東	303	11 (5)	307	11 (5)
	友渚	1,502	44 (12)	1,565	44 (14)
福島	福島	297	11 (3)	365	13 (3)
	玉川	444	14 (5)	441	14 (5)
	野田	423	14 (5)	468	15 (6)
	吉野	446	15 (6)	436	14 (5)
	大開	335	12 (6)	340	12 (6)
	鷺洲	883	26 (9)	867	25 (9)
	海老江東	377	13 (5)	343	12 (5)
	海老江西	148	6 (3)	144	6 (3)
	上福島	386	14 (5)	331	12 (4)
此花	西九条	424	14 (3)	439	14 (4)
	四貫島	231	8 (4)	224	8 (4)
	島屋	677	20 (6)	725	21 (8)
	伝法	237	10 (4)	237	8 (5)
	梅香	226	7 (4)	245	8 (3)
	高見	446	14 (7)	433	13 (7)
	酉島	360	12 (7)	362	12 (9)
	春日出	315	11 (5)	327	11 (6)
	玉造	728	22 (5)	698	21 (5)
中央	南大江	941	28 (7)	904	26 (8)
	中大江	670	21 (6)	653	20 (6)
	高津	145	6 (3)	142	6 (5)
	南	162	6 (3)	167	6 (3)
	開平	427	15 (6)	393	14 (5)
	中央	887	27 (9)	897	26 (9)
	西船場	551	17 (6)	761	22 (9)
西	日吉	1,059	31 (11)	1,095	32 (11)
	九条南	276	11 (6)	266	10 (6)
	九条東	55	4 (2)	65	5 (3)
	九条北	245	9 (4)	241	8 (4)
	本田	770	23 (7)	783	23 (8)
	堀江	1,517	47 (9)	1,503	43 (11)
	明治	480	16 (7)	455	15 (11)
	市岡	315	12 (5)	330	12 (5)
	磯路	322	12 (5)	336	12 (4)
港	三先	331	12 (6)	352	12 (6)
	田中	251	10 (3)	257	10 (4)
	八幡屋	173	6 (5)	169	6 (4)
	波除	539	17 (7)	549	18 (5)
	築港	114	6 (3)	121	6 (4)
	南市岡	313	12 (6)	320	12 (5)
	港晴	155	6 (3)	157	6 (3)
	弁天	409	13 (4)	406	13 (5)
	池島	79	5 (5)	87	6 (5)

区名	学校名	令和6年度		令和5年度	
		児童数	学級数	児童数	学級数
大正	三軒家西	163	6 (3)	166	6 (3)
	泉尾東	216	6 (6)	221	6 (6)
	中泉尾	251	10 (4)	257	10 (5)
	北恩加島	360	12 (5)	363	12 (6)
	南恩加島	209	7 (4)	224	7 (4)
	鶴町	234	10 (3)	230	10 (3)
	泉尾北	183	6 (4)	191	6 (4)
	平尾	274	11 (5)	295	12 (7)
	三軒家東	390	12 (8)	388	12 (9)
	小林	114	6 (3)	159	7 (4)
	真田山	1040	31 (8)	993	29 (5)
	味原	299	12 (2)	307	12 (1)
天王寺	桃陽	440	14 (5)	445	14 (6)
	五条	988	28 (10)	1002	29 (10)
	聖和	521	17 (6)	505	17 (6)
	大江	489	15 (6)	464	14 (5)
	生魂	300	11 (4)	278	11 (4)
	天王寺	454	15 (6)	443	14 (7)
	栄	192	7 (4)	188	7 (4)
	難波元町	250	9 (4)	229	8 (4)
	大国	107	6 (4)	123	6 (5)
浪速	敷津	68	5 (3)	78	5 (3)
	塩草立葉	529	18 (8)	513	17 (9)
	浪速	471	16 (5)	465	15 (7)
	柏里	294	12 (6)	293	12 (6)
西淀川	野里	240	9 (4)	255	10 (4)
	姫里	455	16 (5)	465	16 (7)
	姫島	424	13 (5)	425	14 (6)
	福	100	6 (3)	106	6 (4)
	大和田	350	12 (6)	355	12 (6)
	川北	380	13 (4)	380	13 (5)
	佃	129	6 (4)	166	6 (4)
	香簍	147	6 (5)	162	6 (5)
	歌島	216	7 (2)	221	8 (2)
	出来島	211	7 (4)	214	7 (5)
淀川	佃西	577	18 (6)	586	18 (8)
	御幣島	459	15 (5)	472	15 (6)
	神津	279	11 (7)	287	11 (7)
	田川	353	12 (5)	344	12 (5)
	加島	451	15 (7)	472	15 (7)
	三津屋	640	20 (10)	614	19 (9)
	新高	612	18 (8)	624	18 (8)
	野中	266	11 (5)	251	10 (5)
	十三	150	6 (5)	153	6 (5)
	木川	421	12 (8)	442	13 (8)
三国	三国	712	22 (8)	729	22 (9)
	北中島	383	12 (7)	407	12 (8)
	西中島	41	4 (2)	54	4 (3)
	塚本	562	17 (3)	614	18 (5)
	木川南	110	6 (3)	117	6 (3)
	東三国	349	11 (6)	354	11 (6)
	西三国	561	17 (7)	576	17 (6)
	新東三国	292	12 (6)	281	11 (6)
	宮原	621	18 (6)	617	19 (8)

区 名	学 校 名	令和6年度		令和5年度	
		児童数	学級数	児童数	学級数
東淀川	東淡路	328	11 (6)	354	12 (6)
	西淡路	409	13 (7)	397	13 (7)
	菅原	619	18 (12)	637	18 (12)
	新庄	294	12 (5)	296	12 (6)
	大隅東	211	8 (4)	229	9 (5)
	豊里	637	20 (8)	658	20 (12)
	啓発	285	12 (5)	281	11 (6)
	小松	735	23 (8)	735	22 (10)
	下新庄	289	10 (4)	275	11 (4)
	井高野	316	12 (5)	320	12 (5)
	大桐	635	20 (7)	653	20 (8)
	豊新	444	14 (5)	442	14 (6)
	東井高野	269	11 (6)	295	11 (7)
	大隅西	203	7 (5)	200	7 (5)
	豊里南	276	9 (6)	277	9 (7)
	大道南	276	11 (4)	296	12 (5)
東成	東小橋	80	6 (2)	92	6 (2)
	大成	179	6 (5)	193	6 (6)
	中道	193	7 (4)	196	6 (5)
	北中道	253	9 (5)	247	9 (5)
	中本	282	11 (3)	273	12 (3)
	東中本	476	15 (7)	461	14 (8)
	今里	151	6 (2)	147	6 (2)
	片江	571	18 (4)	556	17 (5)
	神路	443	15 (3)	436	15 (4)
	深江	253	11 (3)	245	10 (3)
	宝栄	417	14 (3)	460	15 (4)
生野	北鶴橋	112	6 (2)	114	6 (2)
	鶴橋	147	6 (3)	152	6 (3)
	東桃谷	259	9 (2)	243	8 (2)
	勝山	155	6 (2)	166	6 (2)
	東中川	284	12 (5)	297	12 (5)
	小路	244	9 (4)	243	9 (3)
	東小路	301	11 (4)	290	11 (4)
	巽	329	12 (3)	341	12 (4)
	北巽	281	11 (5)	300	11 (5)
	巽南	278	11 (3)	275	11 (4)
	巽東	426	13 (4)	439	13 (5)
	大池	325	12 (2)	343	12 (2)
	田島南	402	13 (5)	410	13 (6)
旭	清水	412	13 (8)	419	13 (9)
	古市	485	15 (8)	454	14 (9)
	大宮	481	17 (6)	466	16 (7)
	高殿	649	21 (6)	622	20 (8)
	大宮西	235	10 (5)	234	9 (4)
	生江	74	5 (2)	84	6 (2)
	城北	266	9 (3)	248	9 (3)
	新森小路	544	17 (7)	547	17 (8)
	太子橋	411	13 (5)	402	12 (5)
	高殿南	184	8 (2)	183	8 (2)
城東	榎並	526	16 (9)	478	15 (9)
	関目	466	15 (8)	489	16 (8)
	鯉江	550	18 (4)	611	19 (7)
	今福	101	6 (4)	115	6 (4)
	聖賢	426	13 (6)	425	13 (6)
	鳴野	542	17 (10)	566	17 (10)
	中浜	171	6 (2)	181	6 (2)
	城東	402	14 (5)	375	13 (5)
	諏訪	662	20 (6)	654	19 (8)
	成育	787	23 (7)	780	23 (7)
	すみれ	491	15 (9)	504	16 (8)
	東中浜	535	18 (6)	551	18 (6)
	放出	583	18 (8)	598	18 (7)
	関目東	659	20 (5)	633	19 (5)
	森之宮	173	7 (3)	139	6 (3)
	鯉江東	612	20 (6)	592	18 (6)

区 名	学 校 名	令和6年度		令和5年度	
		児童数	学級数	児童数	学級数
鶴見	榎本	898	26 (8)	928	25 (8)
	茨田南	500	16 (9)	498	15 (10)
	茨田北	631	19 (8)	630	18 (8)
	鶴見	295	12 (4)	311	12 (4)
	今津	483	16 (7)	503	16 (8)
	茨田東	246	10 (5)	259	12 (5)
	茨田西	686	22 (6)	683	20 (7)
	横堤	559	19 (7)	593	19 (7)
	みどり	620	19 (4)	676	20 (5)
	鶴見南	531	17 (4)	577	18 (5)
	茨田	292	12 (4)	310	12 (4)
	焼野	355	12 (4)	366	12 (4)
阿倍野	高松	543	18 (7)	520	17 (9)
	常盤	1248	35 (11)	1259	35 (12)
	金塚	161	6 (4)	164	6 (4)
	丸山	460	15 (5)	462	15 (5)
	晴明丘	679	21 (5)	669	19 (6)
	阿倍野	523	17 (9)	504	15 (9)
	阪南	1056	32 (9)	1001	29 (10)
	長池	477	15 (6)	469	13 (7)
	苗代	574	18 (7)	565	17 (7)
	晴明丘南	318	12 (4)	332	12 (5)
住之江	粉浜	368	12 (5)	384	12 (6)
	安立	543	17 (10)	536	17 (9)
	敷津浦	456	14 (8)	440	13 (8)
	加賀屋	200	7 (4)	217	8 (5)
	住吉川	581	19 (10)	578	18 (10)
	北粉浜	195	7 (2)	223	8 (2)
	住之江	241	8 (5)	237	7 (5)
	平林	111	6 (3)	117	6 (4)
	加賀屋東	344	12 (5)	331	12 (5)
	新北島	392	12 (6)	428	13 (7)
	南港光	149	6 (5)	176	7 (5)
	南港桜	450	15 (5)	487	16 (6)
	清江	315	12 (6)	321	12 (7)
	南港みなみ	360	12 (6)	343	12 (6)
住吉	東粉浜	400	14 (5)	387	13 (5)
	住吉	338	12 (6)	335	12 (8)
	長居	709	22 (11)	686	21 (11)
	依羅	493	16 (7)	504	16 (8)
	墨江	541	18 (6)	528	18 (7)
	遠里小野	194	6 (3)	190	7 (3)
	清水丘	540	18 (6)	519	17 (7)
	南住吉	779	22 (8)	781	23 (9)
	大領	610	19 (9)	615	19 (9)
	苅田	569	18 (7)	586	18 (9)
	山之内	441	14 (5)	462	14 (6)
	苅田南	226	9 (3)	220	10 (3)
	苅田北	354	11 (5)	392	12 (6)
	大空	233	9 (6)	272	10 (9)
東住吉	桑津	637	19 (7)	670	19 (8)
	北田辺	373	12 (8)	371	12 (8)
	田辺	633	19 (9)	616	18 (6)
	東田辺	298	12 (5)	299	12 (4)
	南田辺	769	23 (7)	773	23 (7)
	南百済	485	14 (8)	492	14 (9)
	育和	578	18 (9)	558	18 (9)
	鷹合	391	12 (8)	364	12 (8)
	今川	540	17 (6)	534	17 (7)
	矢田	103	6 (4)	111	6 (5)
	矢田東	246	11 (2)	248	11 (3)
	矢田西	254	10 (5)	256	9 (6)
	矢田北	168	6 (3)	153	6 (3)
	湯里	172	6 (3)	180	6 (3)

区 名	学 校 名	令和6年度		令和5年度	
		児童数	学級数	児童数	学級数
平野	喜連	299	12 (6)	310	12 (6)
	平野西	541	17 (7)	543	17 (7)
	平野	666	20 (9)	674	19 (10)
	長吉	435	15 (4)	448	15 (5)
	瓜破	317	12 (4)	327	12 (5)
	加美	536	17 (9)	534	18 (9)
	加美南部	353	12 (5)	359	12 (4)
	平野南	414	12 (5)	428	13 (5)
	長吉東	338	12 (6)	366	12 (8)
	喜連西	410	14 (5)	401	14 (5)
	長吉南	235	10 (4)	238	10 (4)
	瓜破北	312	12 (9)	355	12 (9)
	長原	128	6 (5)	136	6 (5)
	喜連東	255	10 (4)	278	11 (4)
	瓜破東	228	9 (4)	231	9 (4)
	加美北	342	12 (6)	376	12 (7)
	長吉出戸	270	11 (5)	293	12 (5)
	瓜破西	261	10 (6)	274	11 (6)
	喜連北	319	12 (6)	336	12 (6)
	加美東	337	12 (8)	356	12 (8)
	川辺	259	11 (5)	257	9 (5)
	新平野西	295	12 (6)	314	12 (7)
西成	天下茶屋	218	7 (3)	204	6 (4)
	岸里	313	11 (6)	324	11 (8)
	玉出	262	12 (3)	260	11 (4)
	千本	321	12 (5)	321	12 (5)
	橘	284	12 (6)	279	12 (5)
	長橘	159	6 (4)	167	6 (3)
	北津守	108	6 (3)	121	6 (3)
	南津守	358	12 (8)	376	12 (8)
	新今宮	225	8 (4)	230	7 (4)
	まつば	255	10 (6)	266	10 (6)
R6学校数		R6児童数	学級数	R5児童数	学級数
280校		111, 382	3, 737 (1531)	112, 192	3, 693 (1641)

令和6年度	
学級数	学校数
6以下	40
7～11	64
12～17	119
18～24	45
25～30	6
31以上	6
合計	280

（１）令和６年度児童・生徒数、学級数の現況について

資料１－３：【中学校】令和６年度・令和５年度 学校別の生徒数・学級数

※各年度５月１日現在。

※義務教育学校、夜間学級、郊外校、特別な教育課程を持つ学びの多様化学校を除く。

※生徒数は特別支援学級在籍生徒を含む。

学級数の（ ）は特別支援学級で外数。

学級数欄【凡例】

（太枠・太字）全学年単学級

（濃い網掛け）４～５学級

（薄い網掛け）６～８学級

		令和６年度		令和５年度	
区 名	学 校 名	生徒数	学級数	生徒数	学級数
北	天満	416	11 (5)	414	11 (5)
	北稜	453	12 (4)	417	12 (4)
	大淀	374	11 (5)	335	10 (5)
	豊崎	213	6 (4)	194	6 (4)
	新豊崎	287	9 (4)	287	9 (5)
	中之島	112	4 (2)		
都島	高倉	518	13 (6)	494	13 (6)
	桜宮	307	9 (4)	313	9 (5)
	都島	309	8 (6)	332	9 (6)
	淀川	227	6 (4)	228	6 (4)
	友渚	774	21 (6)	753	20 (5)
福島	八阪	480	12 (4)	466	12 (4)
	下福島	651	17 (7)	638	17 (7)
	野田	316	9 (4)	311	9 (4)
此花	春日出	441	11 (3)	420	11 (4)
	梅香	630	16 (5)	614	16 (6)
	此花	324	9 (4)	330	9 (4)
中央	東	734	19 (5)	703	18 (5)
	南	160	5 (5)	166	5 (6)
	上町	361	9 (4)	364	9 (5)
西	西	235	6 (5)	271	7 (6)
	花乃井	592	15 (6)	647	16 (7)
	堀江	875	22 (9)	799	20 (9)
港	市岡	489	13 (5)	540	14 (7)
	港	220	7 (3)	242	7 (6)
	港南	447	12 (6)	433	12 (6)
	市岡東	348	9 (3)	337	9 (4)
	築港	56	3 (1)	58	3 (1)
大正	大正東	520	15 (6)	512	14 (7)
	大正中央	234	7 (3)	213	7 (3)
	大正西	184	6 (4)	213	6 (4)
	大正北	348	9 (4)	340	9 (4)
天王寺	天王寺	542	14 (6)	512	14 (6)
	夕陽丘	560	14 (4)	529	14 (5)
	高津	402	11 (1)	427	12 (1)
浪速	難波	286	8 (5)	261	7 (5)
	日本橋	206	6 (3)	202	6 (3)
	木津	121	4 (3)	150	5 (2)
西淀川	淀	438	11 (5)	469	12 (5)
	西淀	477	12 (4)	472	12 (5)
	歌島	685	18 (8)	726	19 (9)
	佃	423	12 (6)	422	12 (6)
淀川	十三	475	13 (7)	495	12 (8)
	新北野	642	16 (6)	613	15 (7)
	三国	895	23 (10)	846	22 (11)
	美津島	442	12 (5)	436	12 (7)
	東三国	277	9 (2)	268	9 (2)
	宮原	480	12 (5)	472	12 (5)
東淀川	淡路	205	6 (3)	205	6 (4)
	柴島	132	5 (2)	137	5 (2)
	瑞光	547	15 (8)	542	14 (8)
	中島	136	5 (3)	149	6 (3)
	東淀	659	18 (7)	644	17 (7)
	井高野	327	9 (7)	335	9 (7)
	新東淀	637	17 (7)	660	16 (7)
	大桐	582	16 (6)	605	16 (8)
東成	東陽	351	10 (3)	359	10 (4)
	本庄	378	10 (5)	372	10 (5)
	玉津	345	10 (6)	331	10 (6)
	相生	459	12 (4)	444	12 (4)
生野	大池	213	6 (3)	201	6 (3)
	東生野	269	8 (2)	271	8 (3)
	田島	192	6 (4)	197	6 (5)
	巽	283	8 (2)	280	8 (2)
	新生野	300	9 (2)	302	9 (4)
	新巽	215	7 (4)	220	7 (4)
	桃谷	343	10 (4)	333	9 (5)

		令和６年度		令和５年度	
区 名	学 校 名	生徒数	学級数	生徒数	学級数
旭	旭陽	607	15 (6)	603	15 (8)
	大宮	187	6 (4)	202	6 (4)
	旭東	438	11 (6)	468	12 (6)
	今市	438	12 (6)	437	12 (6)
城東	放出	344	10 (5)	334	9 (5)
	蒲生	690	19 (6)	699	18 (7)
	城陽	579	15 (5)	579	15 (5)
	董	767	19 (6)	774	20 (7)
	城東	623	16 (7)	634	16 (6)
	鯉江	642	16 (6)	662	17 (5)
鶴見	茨田	725	18 (8)	720	18 (7)
	緑	825	22 (6)	825	22 (8)
	茨田北	555	14 (7)	534	14 (7)
	今津	709	18 (7)	722	18 (7)
	横堤	277	8 (4)	295	8 (3)
阿倍野	昭和	246	7 (4)	234	7 (4)
	文の里	705	18 (7)	676	17 (6)
	阪南	845	22 (6)	800	21 (8)
	松虫	262	7 (4)	260	7 (4)
	阿倍野	331	9 (5)	323	9 (6)
住之江	住吉第一	330	9 (4)	311	9 (4)
	加賀屋	394	11 (6)	439	12 (7)
	住之江	556	15 (6)	560	15 (7)
	新北島	305	9 (3)	335	9 (4)
	南港北	350	9 (4)	340	9 (4)
	南港南	175	5 (5)	188	5 (4)
	真住	325	9 (4)	340	10 (4)
住吉	三稜	542	14 (8)	529	14 (8)
	我孫子	405	11 (6)	437	11 (6)
	住吉	355	9 (5)	350	9 (4)
	大和川	270	8 (2)	275	9 (3)
	東我孫子	446	12 (4)	449	12 (5)
	墨江丘	538	15 (5)	526	14 (6)
	大領	258	8 (5)	257	8 (5)
	我孫子南	271	8 (6)	293	8 (6)
東住吉	田辺	598	16 (6)	572	15 (6)
	東住吉	544	15 (7)	570	15 (7)
	中野	541	14 (7)	544	14 (7)
	矢田	183	6 (4)	183	6 (5)
	白鷺	563	15 (8)	564	14 (9)
	矢田南	72	3 (4)	78	3 (5)
	矢田西	122	4 (3)	106	3 (3)
平野	摂陽	428	12 (5)	413	12 (5)
	平野	418	12 (4)	446	12 (5)
	長吉	257	8 (4)	240	7 (4)
	瓜破	264	7 (5)	287	8 (4)
	加美	371	9 (5)	384	10 (6)
	長吉西	614	16 (6)	635	17 (5)
	喜連	511	13 (7)	522	14 (8)
	長吉六反	86	3 (2)	123	4 (4)
	瓜破西	348	9 (6)	325	9 (6)
	加美南	385	9 (6)	371	9 (6)
西成	平野北	359	10 (4)	376	11 (5)
	天下茶屋	242	7 (3)	266	8 (4)
	今宮	156	6 (4)	165	5 (5)
	成南	382	11 (4)	404	11 (6)
	鶴見橋	127	4 (3)	127	4 (3)
	玉出	294	9 (4)	329	9 (5)
	梅南	139	4 (4)	136	4 (4)

R6学校数	R6生徒数	学級数	R5生徒数	学級数
126校	50878	1379 (611)	50847	1373 (659)

令和6年度

学級数	学校数	学級数	学校数
3以下	3	12～17	39
4～5	9	18～24	13
6～8	27	25～30	0
9～11	35	31以上	0
		合計	126

(2) 学校適正配置の取組状況について

資料 2-1 適正配置対象校の状況について (小学校)

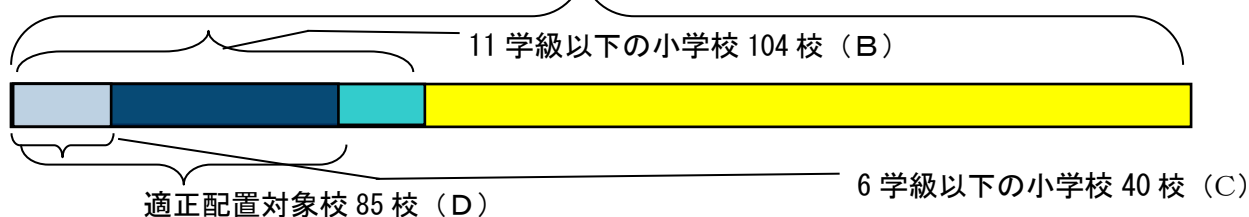
○小学校における適正配置対象校 (学校再編整備計画を策定する学校)

適正規模 (12 学級) を下回り、今後も 12 以上となる見込みがない小学校

○現状 (令和 6 年度)

全小学校 280 校 (A)

(郊外校 2 校、義務教育学校 1 校を除く)



- ・全小学校 (郊外、義務教育学校を除く) 280 校 … (A)
- ・(A) のうち 11 学級以下の小学校 104 校 … (B)
- ・(B) のうち 6 学級以下の小学校 40 校 … (C)

○適正配置対象校数 (令和 6 年 5 月 1 日現在【確報値】データをもとに推計)

- ・(B) のうち、適正配置対象校 85 校 … (D)

内訳:

【速やかに学校再編整備計画を策定しなければならない小学校】 47 校

区分	状況	学校数
①	複式学級を有する小学校	5 校
②	児童数が120を下回る小学校であって今後も120以上となる見込みがないもの (①を除く)	7 校
③	児童数が120以上である小学校であって、今後120を下回ることが見込まれるもの (①を除く)	2 校
④	全ての学年において単学級である小学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの (③を除く)	18 校 (小中一貫校 1 校を除く)
⑤	学級数が 7 以上11以下である小学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの (①から③を除く)	15 校

【学級数及び児童数の推移を十分注視し、適切な時期に学校再編整備計画を策定するものとする小学校】 38 校

区分	状況	学校数
⑥	今後 7 学級以上11学級以下であると見込まれる小学校 (①から③を除く)	38 校

※全市募集を行う施設一体型小中一貫校 (中之島小学校、浪速小学校・啓発小学校・南港みなみ小学校・矢田小学校・新今宮小学校) を除く。

※郊外校 (弘済小学校・長谷川小学校)、義務教育学校 (生野未来学園) を除く。

- ・令和 6 年度に、新たに適正配置対象となった学校が 9 校。対象から外れた学校が 6 校。

資料 2－2 学校配置の適正化（統合）の実施状況

R7.3月現在

・平成22年度以降の実施状況（太枠内…大阪市立学校活性化条例改正以降）

統合前35校 → 統合後15校 （2回統合している場合、学校数の重複を除いて計算）

	統合年	区	新校名	適正化（統合）の状況
1	平成22年	北区	中津小学校	中津南小を中津小校地へ統合
2	平成26年	浪速区	塩草立葉小学校	立葉小を塩草小校地へ統合
3	平成27年	大正区	鶴町小学校	鶴浜小を鶴町小校地へ統合
4	平成27年	西成区	新今宮小学校	今宮小・弘治小・萩之茶屋小を今宮中校地に統合し小中一貫校に
5	平成27年	西成区	梅南津守小学校	津守小を梅南小校地へ統合
6	平成28年	東淀川区	西淡路小学校	西淡路小を淡路小校地へ統合
7	平成28年	平野区	長吉東小学校	長吉六反小を長吉東小校地へ統合
8	平成29年	浪速区	浪速小学校	恵美小・日本橋小・日東小を日本橋中校地へ統合し小中一貫校に
9	平成30年	住之江区	南港みなみ小学校	南港渚小・南港緑小を南港南中校地へ統合し小中一貫校に
10	平成31年	生野区	桃谷中学校	鶴橋中を勝山中校地へ統合
11	令和2年	西淀川区	佃西小学校	佃南小を佃西小校地へ統合
12	令和3年	生野区	大池小学校	御幸森小を中川小校地へ統合
13	令和3年	西成区	まつば小学校	松之宮小を梅南津守小校地へ統合
14	令和4年	生野区	生野未来学園	林寺小・生野小・舍利寺小の一部・西生野小及び生野中を統合し、義務教育学校（西生野小・生野中校地へ）に
15	令和4年	生野区	田島南小学校	田島小・生野南小を田島中校地へ統合し小中一貫校に
16	令和4年	生野区	大池小学校	舍利寺小の一部を大池小校地に統合

・現在の進捗状況

	統合予定時期	区	対象校（校名）			備考	現在の状況
1	令和9年4月	生野区	北鶴橋小学校	鶴橋小学校		北鶴橋小を鶴橋小校地へ統合予定	令和4年2月学校再編整備計画策定
2	令和10年4月	淀川区	木川小学校 （適正規模校）	西中島小学校	木川南小学校	西中島小・木川南小を木川小校地へ統合予定	令和4年12月学校再編整備計画策定
3	令和8年4月	生野区	東桃谷小学校 （適正規模校）	勝山小学校	生野未来学園	勝山小を東桃谷小校地へ統合予定 （勝山小の通学区域の一部を生野未来学園の通学区域に変更）	令和5年8月学校再編整備計画策定
4	令和11年4月	西区	九条南小学校	九条東小学校		九条東小の一部を九条南小校地へ統合予定	令和5年12月学校再編整備計画策定
5	令和11年4月	西区	九条東小学校	九条北小学校		九条東小の一部を九条北小校地へ統合予定	令和5年12月学校再編整備計画策定
6	令和9年4月	港区	港中学校	築港中学校		築港中を港中校地へ統合予定	令和6年1月学校再編整備計画策定
7	令和11年4月	港区	八幡屋小学校	港晴小学校	池島小学校	港晴小・池島小を八幡屋小校地へ統合予定	令和6年1月学校再編整備計画策定
8	令和10年4月	城東区	今福小学校	放出小学校 （適正規模校）		今福小を放出小校地へ統合予定	令和6年2月学校再編整備計画策定
9	令和10年4月	大正区	平尾小学校	小林小学校		小林小を平尾小校地へ統合予定	令和7年2月学校再編整備計画策定

(3) 大規模校の現状と経過報告について

資料3 大規模校・過大規模校について（小学校）

1. 大規模校・過大規模校にかかる考え方

- ・ 文部科学省では、25学級以上の学校を「大規模校」、31学級以上の学校を「過大規模校」とした上で、過大規模校については速やかにその解消を図るよう設置者に促している。
- ・ 本市においては、「大阪市立学校活性化条例」において、小学校の適正規模を「12学級から24学級」と規定し、25学級以上の学校については、文部科学省と同様の考え方としている。
- ・ また、同条例では「教育委員会は、学校の学級数の規模を適正規模にするよう努めなければならない」と規定しており、適正規模を上回る学校についても課題解消に努める必要がある。

2. 教育環境の改善について(改善手法・検討経過・取組状況)

(1) 教育環境の改善手法

- ・ 「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」(文部科学省)では、大規模校・過大規模校では、学校施設の狭隘化により、教育活動の展開に支障が生じたり、学校運営全般にわたり、校長の一体的なマネジメントおよび教職員間の十分な共通理解を図るうえで支障が生じたりするなど、課題が生じる可能性があるとして示されている。
- ・ また、同手引では、これらの課題を解消する手法として、分離新設や通学区域の見直し等が示されている。
- ・ しかし、本市では、近隣に適切な用地がない、近隣校でも受入が困難であるといったケースが多く、一時的な教室転用や校舎の増築等により対応をせざるを得ない状況となっている。
- ・ 本市では、施設面での対応とあわせ、学校の工夫により、教育活動の充実に努めるとともに、副校長を配置するなど、円滑な校務運営に取り組める体制の確保に努めている。さらに、近年、大規模校・過大規模校が増加傾向にあることから、対応策の1つとして、学校選択制における通学区域外からの児童生徒の受け入れ抑制を検討するための基準を定めたところである。

(2) 市内中心部における児童・生徒の急増対策にかかる検討経過(平成29年度～)

- ・ 平成20年代中頃から、人口の都心回帰により、市内中心部(特に北区・中央区・西区)において児童・生徒数が急増し、過大規模化が見込まれる学校や、校地狭隘化が進むと見込まれる学校にかかる対応策を検討するため、平成29年度に市長をトップとする「市内中心部児童急増対策プロジェクトチーム(急増PT)」を設置し、横断的な体制で、個々の学校の状況に応じた抜本的な対策を検討した。
- ・ 急増PTでは、新たな手法として、狭隘な校地を有効活用するための校舎の高層化、増築後の拡張性を確保するためのピロティスペースの設置、高校再編後の跡地の活用等について検討し、それぞれ対応方針を決定した。

3. 大規模校・過大規模校の現状および対応状況(令和6年5月1日現在)

◎…令和6年度より過大規模校となった学校

		校名	区名	児童数	学級数		対応状況(令和6年度現在)	
過大規模校		友渕小学校 (分校)	都島区	1036	30	44	学年分校設置(S61) 本校舎増築(H29)	
				466	14			
	◎真田山小学校	天王寺区	1040	31		校舎増築 (R2)		
	◎阪南小学校	阿倍野区	1056	32		校舎増築 (R5)		
	常盤小学校 (分校)	阿倍野区	835	23	35	学年分校設置(S42)本校 舎増築(H25) (体育館・プール・運動場等 は本校と共有)		
413			12					
大規模校		鷺洲小学校	福島区	883	26		校舎増築(R2)	
		五条小学校	天王寺区	988	28		校舎増築(R2)	
		榎本小学校	鶴見区	898	26		校舎増築(R3)	
市内中心部児童急増対策PT	過大規模校	堀江小学校 (分校)	西区	1110	33	47	地域分校設置(R6) (高校再編による跡地活用)	
				407	14			
	◎日吉小学校	西区	1059	31		校舎増築(R6)		
	大規模校	堀川小学校	北区	961	30		校舎増築(R4)	
		南大江小学校	中央区	941	28		校舎増築(R3)	
		中央小学校	中央区	887	27		校舎増築(H27)	
	(その他)	・扇町小学校(北区)、西船場小学校・花乃井中学校(西区) ⇒将来推計により過大規模化が懸念されたため、2小学校の調整校区(北区中之島)に、中之島小中一貫校(北区)を設置(R6)						
		・開平小学校(中央区) ⇒適正規模(15学級)であるが、校地狭隘の上、児童数の増加が続いていることから、複数の対応策を検討中。						

- ・ 上記のとおり、各校の状況に応じて取組を進め、うち、急増PTにおいて対応方針を決定した学校については、1校を除き、令和6年度をもって、一定対策を終えたところである。
- ・ しかしながら、急増PTにおける方針決定以降も、一部地域でマンション開発等により児童数が増加し続けており、北区・福島区・中央区・西区・天王寺区・阿倍野区において、過大規模校化や大規模校化、校地狭隘による収容困難が懸念される学校が複数発生している。
- ・ 中学校については、令和6年度現在、大規模校・過大規模校はないが、校下小学校の児童数増加に加え、35人学級への移行に伴い、大規模校、収容困難となる可能性のある学校が存在している。

(4) 中学校の学校配置の適正化にかかる検討状況について

資料 4－1 大阪市立学校活性化条例の一部を改正する条例改正概要

1 改正の主な内容

(1) 中学校の適正規模の確保に関する事項を新たに規定する。

ア 中学校の学級数の規模について、適正規模（生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい中学校の学級数の規模）を確保すること（教育委員会の努力義務）

イ 適正規模は、9 学級から 24 学級までの規模とすること

ウ 適正規模を下回り、今後も適正規模となる見込みがないと教育委員会が認める中学校のうち、次の中学校に限り学校再編整備計画を策定すること（教育委員会の義務）

（ア）学級数の規模が 6 を下回る中学校であって今後も 6 以上となる見込みのない中学校

（イ）上記（ア）に掲げる中学校以外のものであって教育委員会規則で定めるもの

(2) 次の各点を改める。

ア 本条例の適用範囲について、市内の小学校及び中学校に限定すること（大阪市立長谷川小・中学校及び大阪市立弘済小・中学校を除外）と、学校教育法施行規則（昭和 22 年文部省令第 11 号。以下「規則」という。）の規定により特別の教育課程を編成する学校（現在は、大阪市立心和中学校が文部科学大臣より指定されている。）を除くことを明確化（条例第 16 条第 1 項）

イ 小学校の定義に義務教育学校の前期課程を含むこととしていたところ、含まないこととする（第 16 条第 1 項）

ウ 「学級数」の定義の中に特別支援学級及び夜間に 2 部授業を行う学級の学級数を含まないことを明確化（第 16 条第 1 項）

エ 「適正配置対象校」の定義を削除（第 16 条第 4 項）

オ 第 16 条各項に定めるもののほか、小学校及び中学校の学級数の適正規模の確保に関し必要な事項は、教育委員会規則において定めることを明確化（第 16 条第 9 項）

カ その他、各項に中学校に係る規定を追加（第 16 条各項）

資料４－１ 大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則改正概要

1 改正の内容

(1) 規則名に「中学校」を追加

(2) 「適正配置対象校」等の定義付け及び条例第16条第4項第2号により委任された事項の規定（第2条第1項第5号及び第2項）

「適正配置対象校」という用語については、条例ではなく、規則において定義する。

また、条例第16条第4項第2号は、学級数の規模が6～8又は6を下回る中学校であって、今後6～8となる見込みがある中学校のうち、教育委員会規則で定めるものについては、学校再編整備計画を策定しなければならない旨を規定しているが、同号で「教育委員会規則で定める」とした内容について、規則第2条第2項において、「生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るため統合又は通学区域の変更の必要があると認める」ものとすることを規定する。

(3) 中学校の適正配置対象校の区分を規定（第3条第2項）

意見書を踏まえて、以下のとおり区分する。

- ① 複式学級を有する中学校
- ② 生徒数が60を下回る中学校であって、今後も60以上となる見込みがないもの（同項1号に掲げるものを除く。）
- ③ 生徒数が60以上である中学校であって、今後60を下回ることが見込まれるもの（同項1号に掲げるものを除く。）
- ④ 全ての学年において単学級である中学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの（同項第1号から3号に掲げるものを除く。）
- ⑤ 4学級又は5学級である中学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの（同項第1号から第3号までに掲げるものを除く。）
- ⑥ 今後4学級又は5学級であると見込まれる中学校（同項第1号から第3号までに掲げるものを除く。）

(4) 中学校の通学距離を規定（第5条第2項）

学校再編整備計画における、当該計画実施後の生徒の学校への通学距離は、原則として、3キロメートル以内とする。ただし、学校選択制や指定校変更により校区以外から通学する生徒の場合は、この規定の適用外とする。

(5) 中学校の適正配置対象校等の統合の相手方となる中学校を規定（第5条第4項）

統合の相手方となる又は通学区域の変更と併せて通学区域を変更する中学校は、原則として、同一区内にある通学区域が隣接している中学校とする。

(6) 中学校の学校再編整備計画の策定に関する考え方を規定（第5条第6・7項）

学級規模（現在 9 学級以上の学校は除く）	現在 5 学級以下で今後も 5 学級以下の見込み	・現在 6 ～ 8 学級 ・現在 5 学級以下で今後 6 ～ 8 学級の見込み
計画実施時期 （第 6 項）	最短の時期	－
計画策定時期 （第 6 ・ 7 項）	速やかに ※ただし、 ①全市募集型小中一貫校 ②特別な事由がある の場合のみ、「適切な時期」	適切な時期

(7) 中学校の学校適正配置検討会議の開催について規定（第 7 条）

小学校と同様に規定する。なお、中学校の再編にあたっては、校区下の小学校も関係することから、検討会議の委員の定数については、「学校再編整備計画の対象となる学校のうち 1 の学校ごとに 5 名程度」と規定する。

(8) 各規定に中学校に係る文言を追加

(9) その他規定を整備

- ア 条例と同様、本規則の適用範囲について、市内の小学校及び中学校に限定すること（大阪
市立長谷川小・中学校及び大阪市立弘済小・中学校を除外）と、学校教育法施行規則（昭
和 22 年文部省令第 11 号）の規定により特別の教育課程を編成する学校（現在は、大阪市
立心和中学校が文部科学大臣より指定されている。）を除くことを明確化（第 2 条第 1 項
第 1 号）
- イ 条例と同様、小学校の定義に義務教育学校の前期課程を含むこととしていたところ、含ま
ないこととする（第 2 条第 1 項第 1 号）
- ウ 条例と同様、「学級数」の定義の中に特別支援学級及び夜間に 2 部授業を行う学級の学級
数を含まないことを明確化（第 2 条第 1 項第 3 号）
- エ 「通学区域」の定義を明確化（第 2 条第 4 項）
- オ 条例の表現に合わせて文言を修正（第 3 条第 1 項）
- カ その他必要な規定を整備

(4) 中学校の学校配置の適正化にかかる検討状況について

資料4-2 大阪市立学校活性化条例（抜粋）

(小学校及び中学校の学級数の適正規模の確保)

- 第16条** 教育委員会は、小学校及び中学校（いずれも本市の区域外に所在するもの及び規則第56条（規則第79条において準用する場合を含む。）の規定により特別の教育課程を編成するものを除く。以下同じ。）の学級数（特別支援学級及び夜間に2部授業を行う学級の数を除く。以下同じ。）の規模を適正規模（児童及び生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために望ましい小学校及び中学校の学級数の規模をいう。以下同じ。）にしよう努めなければならない。
- 2 適正規模は、小学校にあつては学級数が12から24まで、中学校にあつては学級数が9から24までであることとする。
 - 3 教育委員会は、前項に定める学級数を変更するためにこの条例を改正しようとするときは、あらかじめ大阪市学校適正配置審議会の意見を聴かなければならない。
 - 4 教育委員会は、学級数の規模が適正規模を下回る小学校又は中学校であつて今後も適正規模となる見込みがないと認めるもの（中学校にあつては次の各号のいずれかに該当するものに限る。）について、統合又は通学区域の変更によりその学級数の規模を適正規模にするための計画（以下「学校再編整備計画」という。）を策定しなければならない。
 - (1) 学級数が6を下回る中学校であつて今後も6以上となる見込みがないと教育委員会が認めるもの
 - (2) 前号に掲げる中学校以外の中学校のうち教育委員会規則で定めるもの
 - 5 学校再編整備計画には、計画の実施時期、実施後の小学校又は中学校の所在地その他教育委員会規則で定める事項を記載するものとし、その内容は、当該学校再編整備計画に係る小学校又は中学校の学級数の規模が適正かつ円滑に適正規模となることができるものでなければならない。
 - 6 教育委員会は、学校再編整備計画を策定したときは、これを公表しなければならない。
 - 7 教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、前項の規定により公表した学校再編整備計画の内容その他教育委員会規則で定める事項について、保護者等の意見を聴かなければならない。
 - 8 前2項の規定は、学校再編整備計画の変更について準用する。
 - 9 前各項に定めるもののほか、適正規模の確保に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則(令和6年12月20日条例第94号)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第14条第4項及び第5項の改正規定は、公布の日から施行する。

(4) 中学校の学校配置の適正化にかかる検討状況について

資料4-3 大阪市立小学校及び中学校の適正規模の確保に関する規則

令和2年3月31日

(教)規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、大阪市立学校活性化条例(平成24年大阪市条例第86号。以下「条例」という。)第16条の規定に基づき、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校 本市が設置する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する小学校及び中学校(いずれも本市の区域外に所在するもの及び学校教育法施行規則(昭和22年文部省令第11号。以下「法施行規則」という。)第56条(法施行規則第79条において準用する場合を含む。)の規定により特別の教育課程を編成するものを除く。以下同じ。)をいう。
 - (2) 複式学級 2の学年の児童又は生徒で編制する学級をいう。
 - (3) 単学級 1の学年における学級数(特別支援学級及び夜間に2部授業を行う学級の数を除く。以下同じ。)が1であることをいう。
 - (4) 通学区域 大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則(平成25年大阪市教育局規則第40号。以下「就学規則」という。)第2条第3号に規定する通学区域をいう。
 - (5) 適正配置対象校 教育委員会が、学級数の規模が12を下回る小学校であって今後も12以上となる見込みがないと認めるもの及び学級数の規模が6を下回る中学校であって今後も6以上となる見込みがないと認めるものをいう。
 - (6) 適正配置関係校 前号及び次項に規定する学校との統合の相手方となる学校(前号及び次項に規定する学校を除く。)又は前号及び次項に規定する学校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する学校(前号及び次項に規定する学校を除く。)をいう。
- 2 条例第16条第4項第2号に規定する教育委員会規則で定めるものは、教育委員会が、学級数の規模が9を下回る中学校であって今後も9以上となる見込みがないと認めるもの(条例第16条第4項第1号に規定する中学校を除く。)のうち、生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るため統合又は通学区域の変更の必要があると認めるものとする。

(適正配置対象校の区分)

第3条 小学校における適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。

- (1) 複式学級を有する小学校
- (2) 児童数が120を下回る小学校であって、今後も120以上となる見込みがないもの(前号に掲げるものを除く。)
- (3) 児童数が120以上である小学校であって、今後120を下回ることが見込まれるもの(第1号に掲げるものを除く。)
- (4) 全ての学年において単学級である小学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの(前3号に掲げるものを除く。)

- (5) 学級数が7以上11以下である小学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの（第1号から第3号までに掲げるものを除く。）
 - (6) 学級数が今後7以上11以下であると見込まれる小学校（第1号から第3号までに掲げるものを除く。）
- 2 中学校における適正配置対象校については、毎年5月1日現在の学校現況調査、住民基本台帳等を勘案し、次に掲げるとおり区分する。
- (1) 複式学級を有する中学校
 - (2) 生徒数が60を下回る中学校であって、今後も60以上となる見込みがないもの（前号に掲げるものを除く。）
 - (3) 生徒数が60以上である中学校であって、今後60を下回ることが見込まれるもの（第1号に掲げるものを除く。）
 - (4) 全ての学年において単学級である中学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの（前3号に掲げるものを除く。）
 - (5) 学級数が4又は5である中学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの（第1号から第3号までに掲げるものを除く。）
 - (6) 学級数が今後4又は5であると見込まれる中学校（第1号から第3号までに掲げるものを除く。）

（学校再編整備計画）

第4条 条例第16条第5項の教育委員会規則で定める事項は、次のとおりとする。

- (1) 適正配置対象校、適正配置関係校又は第2条第2項に規定する学校の学級数及び児童生徒数の推移並びに今後の見込み
- (2) 適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の学級数の規模を適正規模にするための方法
- (3) 学校再編整備計画実施のための学校施設の整備計画
- (4) 学校再編整備計画実施後の小学校の通学路及び通学路の安全対策
- (5) その他必要な事項

（学校再編整備計画の策定）

第5条 教育委員会は、あらかじめ適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の所在する区の区担当教育次長が作成した学校再編整備計画案をもとに、学校再編整備計画を策定する。

- 2 学校再編整備計画における、当該計画実施後の児童生徒の学校への通学距離は、原則として、小学校においては2キロメートル以内、中学校においては3キロメートル以内とする。ただし、児童生徒が学校教育法施行令第5条第2項に定める就学すべき学校の通学区域以外から通学する場合は、この限りではない。
- 3 適正配置対象校の統合の相手方となる小学校は、原則として、当該適正配置対象校の通学区域と共通する通学区域を有する中学校の通学区域内にあり、かつ当該適正配置対象校と通学区域が隣接している小学校とする。適正配置対象校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する小学校についても、同様とする。
- 4 適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校の統合の相手方となる中学校は、原則として、同一区内にある通学区域が隣接している中学校とする。適正配置対象校又は第2条第2項に規定

する学校の通学区域の変更と併せて通学区域を変更する中学校についても、同様とする。

- 5 学校の統合を実施する場合の学校再編整備計画において、当該計画実施後の学校は、適正配置関係校と統合する場合にあっては、適正配置関係校の所在地に、適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校と統合する場合にあっては、統合するいずれかの学校の所在地に設置するものとする。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、やむを得ないと認められる場合はこの限りでない。
- 6 学校再編整備計画の実施の時期は、学校施設の整備計画等を勘案し、最短となるように策定しなければならない。
- 7 学校再編整備計画の策定は、速やかに行うものとする。ただし、次の各号に掲げる学校の学校再編整備計画は、学級数及び児童生徒数の推移を十分に考慮して、適切な時期に策定するものとする。
 - (1) 第3条第1項第1号から第5号まで又は第3条第2項に区分される学校のうち就学規則第5条第2項の規定により保護者が選択できる施設一体型小中一貫校
 - (2) 第3条第1項第6号に区分される小学校
 - (3) 第3条第1項第1号から第5号まで及び第3条第2項に区分される学校のうち教育委員会が特別の事由があると認める学校
 - (4) 第2条第2項に規定する中学校(学校再編整備計画の変更)

第6条 教育委員会は、適正配置対象校又は第2条第2項に規定する学校について、当該校の学級数及び児童生徒数の推移、学校施設の整備状況等を勘案し、必要に応じて当該校の所在する区の区担当教育次長が作成する変更案をもとに、学校再編整備計画を変更することができる。
(学校適正配置検討会議)

第7条 教育委員会は、前2条の規定により学校再編整備計画を策定し、又は変更した場合、条例第16条第7項（同条第8項で準用する場合を含む。）に基づき学校再編整備計画について保護者等の意見を聴取する場として、学校再編整備計画に関する学校適正配置検討会議（以下「会議」という。）を開催する。

- 2 会議の委員は、次の各号に掲げる者のうちから、学校再編整備計画の対象となる学校の校長の意見を聴いて、当該校の所在する区の区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - (1) 当該校に在籍する児童生徒の保護者
 - (2) 当該校の所在する地域の住民（当該校の校舎が、その学校の通学区域外に所在する場合は、その学校の通学区域内に居住する住民とする。）等
 - (3) 当該校の学校協議会の構成員
 - (4) 前各号のほか教育委員会が適当と認める者
- 3 委員の定数は、学校再編整備計画の対象となる学校のうち1の学校ごとに5名程度とし、会議ごとに定める。
- 4 委員の任期は、特に必要がある場合を除き、委嘱の日から4年以内とする。
- 5 委員が欠けたことにより新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 会議においては、次の各号に掲げる事項について意見聴取を行う。
 - (1) 学校再編整備計画に関すること

(2) 学校名案、校章、校歌、標準服、その他必要な事項に関する事

7 会議は原則として公開するものとする。

8 会議において必要と認めるときは、保護者、地域住民その他の関係者に対し、会議への出席を求め、意見を聴取することができる。また、学校再編整備計画の対象となる学校に在籍する児童生徒について、当該児童生徒の保護者又は当該児童生徒が在籍する学校の校長の同意を得た場合には、意見を聴取することができる。

(実施の細目)

第8条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則(令和2年6月12日(教)規則第13号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和4年3月31日(教)規則第8号)抄

1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年●月●日(教)規則第●号)

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

(4) 中学校の学校配置の適正化にかかる検討状況について

資料 4－4 大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進のための指針改正案概要

1 主な改正の内容

(1) 指針の構成の変更

全体を5部構成とし、第4部として「中学校の配置の適正化に向けた基本的な考え方」を追記

(2) 現行指針（指針策定の趣旨等）の時点更新及び中学校に関する内容の追記

ア 現行指針の「指針策定の趣旨」を「はじめに」とし、本市の学校配置の適正化に関する考え方や経過、現状等を記載

イ 現行指針の「Ⅰ これまでの経過」、「Ⅱ 児童数の推移及び現状」をそれぞれ第1部、第2部とし、中学校に関する内容を追記、数値等を更新

(3) 現行指針の「Ⅲ 適正化に向けた今後の推進のための基本的な考え方」について、改正後の条例・規則を踏まえた内容に変更

ア 現行指針の「Ⅲ 適正化に向けた今後の推進のための基本的な考え方」を第3部とし、条例・規則において整理した内容（学校再編整備計画の策定期等）に変更

イ 第4部の追加に伴い、構成の全体バランスを調整し、また、各項目の表現も市民への説明責任がより果たせるものとなるよう変更

2 第4部の主な内容

Ⅰ 適正配置の対象校（指針 14 ページ）

1 適正配置対象校

毎年5月1日現在の学校現況調査及び住民基本台帳等を勘案して区分する。

【中学校】

- ①複式学級を有する中学校
- ②生徒数が60を下回る中学校であって、今後も60以上となる見込みがないもの（①を除く）
- ③生徒数が60以上である中学校であって、今後60を下回ることが見込まれるもの（①を除く）
- ④全ての学年において単学級である中学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの（①～③を除く）
- ⑤4学級又は5学級である中学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの（①～③を除く）
- ⑥今後4学級又は5学級であると見込まれる中学校（①～③を除く）

2 その他対象

現在6～8学級、又は5学級以下で今後6～8学級となる中学校のうち、教育委員会が生

徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るため統合又は通学区域の変更の必要があると認めるものについては、以下に例示する場合などを適正配置の対象とする。

(例)

- ① 生徒数が急激に減少することが見込まれる場合
校区内の小学校の児童数の減少傾向が顕著であり、今後急激に生徒数が減少する可能性が高い場合 など
- ② 授業や学級活動、一定の集団規模が必要な教育活動等に課題がある場合
特定の学年の生徒数が著しく少ない、又は特定の学年が単学級である等の理由から、授業や係活動などの学級活動、運動会などの一定の集団規模が必要な教育活動等において、著しく支障が生じている、または、生じる可能性がある場合 など
- ③ 小学校の学校再編に併せて、進学先となる中学校も含めた一体的な再編を行うことが望ましいと判断される場合
小学校の再編に併せて、進学先である中学校の再編を実施することが望ましい場合 など

II 配置の適正化の手法と考え方

1 配置の適正化の手法（指針 15 ページ）

基本的には、「統合」の手法により進め、場合によって、「通学区域の変更」についても検討する。

2 適正配置対象校等の相手方となる学校の選択基準（指針 16 ページ）

原則、同一区内にあり通学区域が隣接する学校とする。

3 配置の適正化において満たすべき条件（指針 16 ページ）

- ◇ 原則、適正規模（9～24 学級）になること。
- ◇ 教室数等の学校施設要件を満たすこと。
- ◇ 通学距離は、原則として、中学校は 3 km 以内になること。
- ◇ 再編により通学距離が長くなる場合は、次のとおり負担軽減策を検討する。
 - ・対象：通学距離が 2 km 超となる生徒（学校選択制等の生徒は対象外）
 - ・手段：通学の負担軽減策は、安全性の観点から「①公共交通機関の利用（無料乗車証等の交付）」を原則とする。これにより難しい事情がある場合は、その事情を明らかにしたうえで、個々の状況に応じ、「②スクールバスの運行」、「③自転車の利用」から最適な方法を検討することとする。
 - ・その他、必要に応じてその他の負担軽減策（個人用ロッカーの配備等）も検討する。

4 配置の適正化の進め方（指針 16 ページ）

小学校の配置の適正化の進め方に準じる。

5 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項（指針 19 ページ）

<教育委員会事務局（区教育担当含む）>

- ◇ 統合後の学校運営にかかる学校の意向を踏まえて教室改修等を検討する。
- ◇ 統合後、当面の間は、きめ細かい対応ができるよう、教員の配置に加え、専門職（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど）との連携について、実情にあわせて助言等の支援を行う。
- ◇ 高校入試について、統合前の準備段階から進路に関する不安を払拭できるよう、必要に応じて説明会等を実施するなど、丁寧に情報を提供する。
- ◇ 不登校や日本語指導を必要とする生徒など、個別の支援を要する生徒について、統合の準備段階から、学校間での交流、個々の生徒にかかる情報共有や、ハード・ソフト両面から支援策を実施する。
- ◇ 中学校においては部活動も重要な要素であるが、通学区域が広がり、通学時間が長くなることが想定されることから、学校が帰宅時間等も考慮した活動のあり方も検討できるよう支援する。

<学校>

- ◇ 統合によって、生徒の心理的な負担が生じないよう、統合前に対象校同士の交流活動（部活動、イベントの合同開催など）を実施する。
- ◇ 配置の適正化までの間、小規模校の課題の緩和を図るための取組（例：I C T等を活用した合同授業の実施など）も進める。
- ◇ 配置の適正化の対象となった学校の教育方針や、これまでに培った教育実績、文化などを新しい学校へ継承されるよう、十分に配慮する。
- ◇ 統合により生じる小中連携にかかる教員の負担を軽減※するため、学校同士で事前に十分な調整を図る。

※ 例えば、小学校専科指導教員の受け持ち校数が増えた場合のスケジュール調整、教員の学校間交流や授業の相互参観における自転車の利用 など

6 その他（指針 21 ページ）

大規模校・過大規模校（25 学級以上）について

- ◇ 過大規模校等が生じた場合、「通学区域の変更」等の方法により、課題の解消に努める。

（４）中学校の学校配置の適正化にかかる検討状況について

資料４－５

大阪市立小学校・中学校 学校配置の適正化の 推進のための指針

（案）

令和●年●月改正
大阪市教育委員会

目 次

はじめに.....	1
第1部 これまでの経過.....	3
第2部 大阪市の現状.....	6
I 児童・生徒数、学校数の推移.....	6
II 学校の状況.....	6
第3部 小学校の配置の適正化に向けた基本的な考え方	8
I 適正配置対象校の区分.....	8
II 配置の適正化の手法と考え方.....	8
1 配置の適正化の手法	8
2 適正配置対象校の相手方となる学校の選択基準	9
3 配置の適正化において満たすべき条件	9
4 配置の適正化の進め方	10
5 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項	12
6 その他	13
第4部 中学校の配置の適正化に向けた基本的な考え方	14
I 適正配置の対象校.....	14
II 配置の適正化の手法と考え方.....	15
1 配置の適正化の手法	15
2 適正配置対象校等の相手方となる学校の選択基準	16
3 配置の適正化において満たすべき条件	16
4 配置の適正化の進め方	16
5 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項	19
6 その他	20
第5部 その他.....	21
I 学校の跡地.....	21

はじめに

義務教育段階の学校は、憲法や教育基本法に基づき、全ての児童生徒が有する能力を伸ばしつつ、社会において自立的に生きる基礎、社会の形成者として必要とされる基本的な資質を養うことを目的としている。また、大阪市では、大阪市教育振興基本計画に基づき、全ての子どもが「心豊かに力強く生き抜き未来を切り拓く力を備え、健やかに成長し、自立した個人として自己を確立すること」、「グローバル化が進展した世界において、多様な人々と協働しながら持続可能な社会を創造し、その担い手となること」をめざしている。

それゆえ学校では、単に教科等の知識や技能を習得させるだけではなく、児童生徒が集団の中で、多様な考えに触れ、認め合い、協力し合うこと等を通じて思考力や表現力、判断力、問題解決能力などを育み、社会性や規範意識を身に付けさせることが求められる。また、学習指導要領（平成 29 年告示）でも、「主体的・対話的で深い学び」の実現にむけた授業改善が求められているところである。

こうした教育を十全に行うためには、一定の規模の児童生徒集団が確保されていることや、経験年数、専門性、男女比等についてバランスのとれた教員集団が配置されていることが望ましいが、小規模校ではこのような環境を確保することが難しい状況となっている。

大阪市の小学校及び中学校の現状を見てみると、大阪市学校適正配置審議会（以下、「審議会」という。）から第 1 次答申が出された昭和 50 年代と比較して、児童・生徒数が半減している一方で、学校数はほぼ横ばいの状況であり、総体的に小規模化が進行している。

これまで大阪市教育局（以下、「教育局」という。）では、平成 15 年に審議会に対し、学校規模・配置の適正化に関する基本方針や適正化のための具体的方策について諮問し、複数回に亘る答申を受けた。

平成 24 年度からは、区長と教育局において、区ごとに学校配置のあり方を検討し、連携して保護者や地域住民等との協議、調整を進めてきた。

しかしながら、保護者や地域住民等の主体性に委ねた進め方では関係者間の意見がまとまりにくく、取組の必要性に対する認識が共有されない状況が生じ、協議が長期化することも少なくない状況になった。

少子化が進行するなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくためには、子どもの教育環境改善の観点を第一に据え、行政が主体的に責任をもって課題の解決を図る必要があることから、小学校の配置の適正化の基準と進め方について、教育局会議、総合教育会議での議論により条例等で規定する方針を決定し、市会の議決を経て令和 2 年 4 月に大阪市立学校活性化条例（以下、「条例」という。）を改正施行し、あわせて本指針を改正した。

その後、令和6年3月に審議会から中学校の配置の適正化の推進について意見を受けたことから、中学校の配置の適正化にかかる基準と進め方についても議論を重ね、令和7年4月に再び条例等を改正施行した。

この度、これらの規定を反映するとともに時点修正等を行うため、本指針を改正するものである。

第1部 これまでの経過

大阪市における学校配置の適正化に関する課題については、審議会において検討を重ねてきた。第2次答申（昭和56年3月）以降、教育委員会においては、答申内容を踏まえて、旧の北区・東区・南区の都心3区を中心に、学校配置の適正化を進めてきた。

しかしながら、長年の少子化に起因する年少人口の減少の結果、第1次答申（昭和55年1月）において大阪市の過小規模基準とする児童・生徒数300名未満の規模の学校が小学校・中学校全体の4分の1を超えるまでになり、市内の全ての区に存在するという状況に至ったことから、平成15年7月、「学校規模・配置の適正化に関する基本方針、ならびに適正化のための具体的方策」について、教育委員会から審議会へ諮問し、翌平成16年9月に「学校規模・配置の適正化に関する答申」（以下、「16年答申」という。）を受けた。

16年答申では、まず、学校規模に関して、第1次答申における300名を大阪市の過小規模基準としていることについては、16年答申時点においても妥当といえると整理された。

そのうえで、学校配置の適正化に関しては教育効果面での課題を考慮すると、「120名を下回る小学校については、今後、何らかの方策を検討すべき時期にきている」、特に、「複式学級を有する学校等、過小化が今後とも継続し、急速に進行することが予測される学校については、早急な対策を講じ、複式学級を解消できるように検討を始めるべきである」との基本的な考え方の提言を受けた。

さらに、16年答申において、今後何らかの方策を検討すべき時期にきているとしていた児童数が120名を下回る小学校について、審議会にワーキンググループ会議を設置し、引き続き審議を行い、平成20年6月に「今後の学校配置の適正化の進め方について（答申）」（以下、「20年答申」という。）を受けた。

20年答申では、まず、学校の適正規模に関して、「12学級から24学級までの規模（学級数は特別支援学級を除く。以下同じ。）」を適正規模と再整理し、適正化の対象については「全学年単学級の小学校」とし、基本的には「統合」の手法により進めるべきと整理された。

また、全学年単学級の小学校においても日々教育活動が行われているので、教育効果面での課題に対処すべく、その教育内容の充実を図るべきであるとし、具体的には、「小学校間での交流活動」、「小中連携」、「地域との連携」といった取組を進めるべきとの提言を受けた。

20年答申を受けて、教育委員会では全学年単学級の小学校のなかでも、極めて小規模で、教育効果面での課題がより大きいであろうと考えられる3校

より順次、地域・保護者への説明を開始する一方で、審議会においては、平成 20 年 11 月にワーキンググループ会議を設置して以降、残された課題について鋭意検討が重ねられた。

その後、平成 22 年 2 月の答申「今後の学校配置の適正化の進め方について」（以下、「22 年答申」という。）において、11 学級以下の小学校を適正化の対象とすると再整理された。また、11 学級以下の小学校を①から⑦に分類し、①から⑥に該当する学校を適正化の対象校とし、①②に該当する小学校は保護者・地域関係者に対し、学校が抱えている現状や課題など情報を提供し、速やかに「統合」に向けた調整を進め、③～⑥に該当する小学校は児童数の推移を注視しながら、より規模の小さい小学校から順次取組に着手されたいとの提言を受けた。（※分類区分は 8 頁参照）

また、平成 24 年度から、市長の「子どもたちの教育環境を整えるため、11 学級以下の小学校については、喫緊の課題として学校再編に取り組む必要がある」「保護者や地域の理解を得る必要があり、区長と教育委員会が連携して積極的に進める」との方針のもと、区長と教育委員会において、区ごとに学校配置のあり方を検討し、連携して保護者や地域住民等との協議、調整を進めることとした。

これらの状況を踏まえ、平成 25 年 12 月に学校適正配置の取組をより円滑に推進するため、審議会より「大阪市立小学校 学校配置の適正化の推進に向けての意見書」を受け、平成 26 年 3 月に「大阪市立小学校学校配置の適正化の推進のための指針」を策定した。

今後、さらなる少子化が見込まれるなか、将来を見据え、持続的に良好な教育環境を提供していくため、行政が主体的に取組を進める必要があること、また、学校配置の適正化に関係する方々が、児童の教育環境の改善を第一に、適正配置の着手の基準や進め方について、ルールを共有して進める必要があることから、令和 2 年 4 月に条例を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定した。

一方、中学校については、22 年答申において「中学校についても小学校と同様に小規模化の傾向にあると考えられるので、今後、中学校の規模・適正配置についても検討が必要」とされるに留まっていたが、著しく小規模化している中学校が存在し、単学級の学年がある 5 学級以下の学校が増加する傾向が見られるに至り、令和 6 年 3 月、審議会から「大阪市立中学校 学校配置の適正化の推進に向けての意見書」（以下、「6 年意見」という。）を受けた。

6 年意見では、中学校についても配置の適正化を進める必要があることが確認され、配置の適正化を進めるにあたっては、「小学校の配置の適正化に関するルールや進め方について、すでに広く公表されていること、また、中学校の配置の適正化は、その通学区域内の小学校の配置の適正化に及ぶ可能性もあること等を踏まえ、保護者や地域に混乱を来すことがな

いようにすることが肝要」との留意点が述べられた。これらを踏まえ、中学校の配置の適正化についても、行政が主体的に責任をもって集団規模の確保を図っていくため、その基準と進め方について、条例・規則に規定することとし、令和7年4月に条例等を改正施行し、あわせて大阪市立小学校・中学校の適正規模の確保に関する規則（以下、「規則」という。）を制定した。

◆これまでの学校適正配置(統合)の取組（昭和54年度（第一次答申）以降）

- | | |
|---|------------------------|
| ・難波小学校と元町小学校の統合 | ⇒ 難波元町小学校（昭和60年4月） |
| ・堂島小学校と曾根崎小学校の統合 | ⇒ 曾根崎小学校（昭和61年4月） |
| ・大宝小学校と芦池小学校と道仁小学校の統合 | ⇒ 南小学校（昭和62年4月） |
| ・東中学校と船場中学校の統合 | ⇒ 東中学校（昭和63年4月） |
| ・曾根崎小学校と梅田東小学校の統合 | ⇒ 大阪北小学校（平成元年4月） |
| ・長原小学校と大和川小学校の統合 | ⇒ 長原小学校（平成元年4月） |
| ・愛日小学校と集英小学校の統合 | ⇒ 開平小学校（平成2年4月） |
| ・桃谷小学校と桃園小学校と東平小学校と金甌小学校の統合 | ⇒ 中央小学校（平成3年4月） |
| ・精華小学校と南小学校の統合 | ⇒ 南小学校（平成7年4月） |
| ・菅南中学校と扇町中学校の統合 | ⇒ 天満中学校（平成7年4月） |
| ・済美小学校と北天満小学校の統合 | ⇒ 扇町小学校（平成16年4月） |
| ・扇町小学校と大阪北小学校の統合 | ⇒ 扇町小学校（平成19年4月） |
| ・中津南小学校と中津小学校（一部大淀小学校）の統合 | ⇒ 中津小学校（平成22年4月） |
| ・塩草小学校と立葉小学校の統合 | ⇒ 塩草立葉小学校（平成26年4月） |
| ・鶴町小学校と鶴浜小学校の統合 | ⇒ 鶴町小学校（平成27年4月） |
| ・梅南小学校と津守小学校の統合 | ⇒ 梅南津守小学校（平成27年4月） |
| ・萩之茶屋小学校と今宮小学校と弘治小学校の統合 | ⇒ 新今宮小学校（平成27年4月） |
| ・淡路小学校と西淡路小学校の統合 | ⇒ 西淡路小学校（平成28年4月） |
| ・長吉東小学校と長吉六反小学校の統合 | ⇒ 長吉東小学校（平成28年4月） |
| ・日本橋小学校と恵美小学校と日東小学校の統合 | ⇒ 浪速小学校（平成29年4月） |
| ・南港緑小学校と南港渚小学校の統合 | ⇒ 南港みなみ小学校（平成30年4月） |
| ・勝山中学校と鶴橋中学校の統合 | ⇒ 桃谷中学校（平成31年4月） |
| ・佃西小学校と佃南小学校の統合 | ⇒ 佃西小学校（令和2年4月） |
| ・中川小学校と御幸森小学校の統合 | ⇒ 大池小学校（令和3年4月） |
| ・松之宮小学校と梅南津守小学校の統合 | ⇒ まつば小学校（令和3年4月） |
| ・大池小学校と舍利寺小学校（一部）の統合 | ⇒ 大池小学校（令和4年4月） |
| ・田島小学校と生野南小学校の統合 | ⇒ 田島南小学校（令和4年4月） |
| ・林寺小学校と生野小学校と舍利寺小学校（一部）と西生野小学校、生野中学校の統合 | ⇒ 義務教育学校生野未来学園（令和4年4月） |

第2部 大阪市の現状

I 児童・生徒数、学校数の推移

- ・ 小学校の児童数は、昭和 33 年度に約 35 万人でピークを迎えた後は減少し続け、第 1 次答申当時（昭和 54 年度）の約 24 万 2 千人が、令和 6 年度には約 11 万 1 千人と半数以下まで減少しており、平成 23 年度以降、11 万人台で推移している。
- ・ 一方、学校数は、昭和 54 年度には 290 校であったが、令和 6 年度には 280 校（義務教育学校、院内分校・郊外校を除く。中学校も同じ。）となっており、児童数の減少に比して、学校数は微減に留まっている。
- ・ 中学校の生徒数は、昭和 37 年度に約 18 万 5 千人でピークを迎えた後は減少し続け、昭和 54 年度の約 10 万 8 千人が、令和 6 年度には約 5 万 1 千人と、小学校と同様に半数以下まで減少しており、平成 13 年度以降、5 万人台で推移している。
- ・ 一方、学校数は、昭和 54 年度には 122 校であったが、過大規模校の分離新設もあって、令和 6 年度には 126 校と微増している。

II 学校の状況（令和 6 年度時点）

- ・ 小学校 280 校のうち、単学級の学年がある 11 学級以下の学校は 104 校である。そのうち将来推計により、今後とも 11 学級以下の状況にあると見込まれる 85 校が、適正配置対象校となっている。
- ・ これらの 85 校の分布状況を見ると、適正配置対象校は、23 行政区に及んでいる。
- ・ 中学校 126 校のうち、単学級の学年がある 5 学級以下の学校は 12 校で、6～8 学級の学校は 28 校である。
- ・ 単学級の学年がある 5 学級以下の中学校のうち将来推計により、今後とも 5 学級以下の状況にあると見込まれる学校は 7 校となっている。
※上記中学校の将来推計は、小学校の推計算出方法と同じ手法を用いて仮に算出したもの。今後、令和 7 年 5 月 1 日時点の学校現況調査等に基づき推計を作成し、適正配置対象校を決定する。
- ・ 児童生徒数の減少に対して学校数が減少していない状況を踏まえると、小学校・中学校ともに、相対的に小規模化が進んでいると言える。
- ・ 大阪市の年少（0～14 歳）人口は、昭和 55 年は約 54 万人であったが、令和 6 年は約 28 万人であり、大阪市の総人口に占める割合は 10.0%となっている。約 20 年後の令和 27 年には約 23 万人、同割合は 9.2%になると推計されており、年少人口の更なる減少が見込まれている。
- ・ 令和 27 年の年少人口の割合を区別にみると、浪速区、西成区は 7%未満に

なると見込まれている一方で、福島区、西区、天王寺区、鶴見区、阿倍野区は、11%以上となると見込まれている。また、同一区内でも地域によって異なる状況になることやその状況が続くことが見込まれている。

- ・不登校児童・生徒数や特別支援学級に在籍する児童・生徒数は増加傾向にある。
- ・また、外国人人口の増加により、日本語指導を必要とする児童生徒が増加している。
- ・教員については、小学校中学校ともに経験年数が10年以下である者が全体の約6割となっており、経験豊富な教員が少ない状況となっている。

第3部 小学校の配置の適正化に向けた基本的な考え方

I 適正配置対象校の区分（規則第2条及び第3条）

適正配置対象校は、毎年5月1日現在の学校現況調査及び住民基本台帳等を勘案して区分する。

◆適正配置対象校の区分◆

- ① 複式学級を有する小学校
 - ② 児童数が120を下回る小学校であって今後も120以上となる見込みがないもの（①を除く。）
 - ③ 児童数が120以上である小学校であって、今後120を下回ることが見込まれるもの（①を除く。）
 - ④ 全ての学年において単学級である小学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの（①～③を除く。）
 - ⑤ 学級数が7以上11以下である小学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの（①～③を除く。）
 - ⑥ 今後7学級以上11学級以下であると見込まれる小学校（①～③を除く。）
- ※ 郊外校、義務教育学校を除く。

II 配置の適正化の手法と考え方

1 配置の適正化の手法（条例第16条第4項、規則第5条関係）

(1) 統合

- ・ 配置の適正化は、基本的には「統合」の手法により進める。
- ・ 統合を考える場合は、同一区内にある通学区域が隣接している学校を基本とし、適正配置対象校同士の統合を優先する。
- ・ また、2校の統合だけではなく、学校規模や位置関係等を考慮し、3校以上の学校の統合もあわせて検討する。
- ・ 学校施設については、既存の学校施設を可能な限り使用する。原則として、開校時点の児童数の多い学校の校舎を使用する。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、合理的な理由がある場合はこの限りではない。

(2) 通学区域の変更

- ・ 「統合」以外の手法としては、「通学区域の変更」による。

- ・大阪市の現状として、全市的に通学区域毎の児童数にひずみが生じている状況にあることも事実であり、16 年答申においても、「一方の学校の収容能力に限界がある場合」には「通学区域の変更」を検討すべきとされており、有効な方策である。
- ・通学区域の変更を考える場合は、関係するすべての学校が 12 学級から 24 学級の適正規模の学校となるよう、既存の学校施設の状況にも考慮して検討する。

※(1)(2)共通事項

- ・通学路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、同一区内により適切な相手校がある場合は、上記の限りではない。
- ・但し、上記に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。
- ・区長は、在校生の人間関係や今後入学してくるきょうだい関係を配慮し、大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則の適用についても検討する。

2 適正配置対象校の相手方となる学校の選択基準（規則第 5 条関係）

- ・適正配置対象校の相手方となる学校は、原則として、同一中学校区にあり、通学区域が隣接している学校とする。
- ・但し、通学路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、同一区内により適切な相手校がある場合は、この限りではない。
- ・原則に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。

3 配置の適正化において満たすべき条件

- ・原則として、関係するすべての学校が適正規模（12～24 学級）になること
- ・必要な教室数等の学校施設要件を満たすこと
- ・通学距離は、原則として、2 km 以内になること
- ・通学路の安全面において道路交通事情等により支障をきたすことがないこと
- ・ただし、通学路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、合理的な理由等がある場合は、原則に縛られるものではない。
- ・原則に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。

4 配置の適正化の進め方

(1) 学校再編整備計画の策定（条例第16条第4項・5項、規則第4条・5条関係）

1) 学校再編整備計画案の作成

- ・適正配置対象校が所在する区の区担当教育次長は、条例及び規則に基づき学校再編整備計画（以下、「計画」という。）案を作成する。
- ・計画案には、次の事項を記載する。
 - ① 再編の実施時期
 - ② 再編実施後の学校の所在地
 - ③ 再編の対象となる各学校の学級数、児童数の推移及び今後の見込み
 - ④ 再編の対象となる各学校の規模を適正規模にするための方法
 - ⑤ 再編のための学校施設の整備計画
 - ⑥ 再編後の学校の通学路及び通学路の安全対策
 - ⑦ その他必要な事項
- ・上記③について、原則として、開校時点で適正規模となるよう策定する。なお、開校時点で適正規模とならない場合でも、計画策定時に推計が算出されている最終年度において適正規模となる場合は、計画を策定する。
- ・計画案の検討にあたっては、学事課推計以降に実施が決定している大型開発事業等がないか、再編の対象となる学校の周辺に将来的に再編が必要となる学校がないかなど、人口推移や区全体の配置のバランスにも留意する。
- ・計画案を作成するにあたっては、関係先（上記⑥であれば建設局及び警察等）と十分に調整を行う。

2) 計画案の作成時期等

- ・適正配置対象校の①～⑤に区分される学校については、原則として、速やかに作成する。また、学校施設の改修工事や、通学路の安全対策等を考慮したうえで、配置の適正化に向けて最短の時期の実施となるよう計画する。
- ・適正配置対象校の①～⑤に区分される学校のうち、就学規則第5条第2項の規定により保護者が選択できる施設一体型小中一貫校（いわゆる全市募集型小中一貫校）及び、⑥に区分される学校については、就学制度の改善（学校選択制、指定校変更の拡大）や国の学級編制基準による影響なども含め、学級数、児童数の推移を十分注視し、適切な時期に計画案を作成する。
- ・また、適正配置対象校の①～⑤に区分される学校について、「教育委員会が特別の事由があると認める場合」は、適切な時期に計画を

策定するものとするができる。なお、「教育委員会が特別の事由があると認める場合」とは、「統合」や「通学区域の変更」により児童の教育環境の改善が図れない場合等※であり、教育委員会会議での審議・議決を要する。

※ 学校の運動場面積や立地条件等から、統合後の学校で児童の収容対策を講じることができない場合や、通学路の安全対策において極めて困難な課題がある場合 など

- ・計画案を作成するにあたっては、住民説明会を開催する等し、学校再編の必要性等について、関係する保護者・地域住民の理解を図るとともに、可能な限り意見を聴取し、計画案に反映するよう努める。

3) 計画の策定・公表・変更

- ・教育委員会は、教育委員会会議での審議・議決を経て計画を策定する。
- ・区担当教育次長は、教育委員会が策定した計画を区ホームページで公表する。
- ・区担当教育次長は、公表した計画について、必要に応じて保護者・地域住民に説明を行う。
- ・公表した計画のうち、条例第 16 条第 5 項に規定する「計画の実施時期、実施後の小学校の所在地」について変更する必要がある場合は、区担当教育次長は変更する内容及び理由を明らかにした計画変更案を教育委員会会議に上程し、審議・議決後、変更内容を区ホームページで公表する。

なお、その他の計画内容の変更については、教育長の専決事項とし、必要に応じて区ホームページで公表する。

(2) 学校適正配置検討会議（条例第 16 条第 7 項、規則第 7 条関係）

1) 学校適正配置検討会議の開催

- ・区担当教育次長は、学校適正配置検討会議開催要綱を定め、その要綱に基づいて、計画について意見を聴取する場として、学校適正配置検討会議（以下、「会議」という。）を開催する。
- ・会議の開催は、「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針（平成 23 年 7 月 21 日総務局長決裁）」（以下、「懇談会等開催指針」という。）に基づく。
- ・会議の開催期間について、懇談会等開催指針に基づき、恒常的な組織であるとの誤解を招かないよう、開催期間を明示する。
- ・会議は、原則として公開とする。
- ・区担当教育次長は、会議の議事進行について、必要に応じて委員のなかから座長を指名することができる。

2) 委員

- ・ 会議の委員は、次に掲げる者のうちから、計画で再編の対象となる各学校の校長の意見を聴いて、当該校が所在する区の区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - ① 計画で再編の対象となる各学校に在籍する児童の保護者
 - ② 計画で再編の対象となる各学校の所在する地域の住民（当該校の校舎が、その学校の通学区域外に所在する場合は、その学校の通学区域内に居住する住民を含む。）等
 - ③ 計画で再編の対象となる各学校の学校協議会の構成員
 - ④ ①から③のほか教育委員会が適当と認める者
- ・ 委員の定数は、計画で再編の対象となる学校のうち1の学校ごとに5名程度とし、当該会議ごとに定めることとする。ただし、地域の状況等に応じた定数に変更することができる。
- ・ 委員の任期は、原則として、委嘱の日から4年以内とする。ただし、再編計画の実施時期に応じて任期を変更することができる。
- ・ 委員が欠けたことにより新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3) 検討会議の意見聴取事項

- ・ 会議における意見聴取の事項は、計画に関すること、学校名案、校章、校歌、標準服、通学路の安全対策、その他必要な事項に関することとする。

5 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項

<教育委員会事務局（区教育担当含む）>

- ・ 統合後の学校運営にかかる学校の意向を踏まえて教室改修等を検討する。
- ・ 保護者に過度の負担を与えないよう、学校再編整備により生じる新たな物品（標準服等）の貸与等を行う。
- ・ 統合後の学校が新しい教育方針のもとで教育活動を展開できるよう、学校長が提案する学校の活性化・特色化に関する取組を支援する。
- ・ 統合後、当面の間は、きめ細かい対応ができるよう、教員の配置に加え、専門職（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど）との連携について、実情にあわせた助言等の支援を行う。
- ・ 不登校や日本語指導を必要とする児童など、個別の支援を要する児童について、統合の準備段階から、学校間での交流、個々の児童にかかる情報共有や、ハード・ソフト両面から支援策を実施する。

<学校>

- ・統合によって、児童の心理的な負担が生じないように、統合前に対象校同士の交流活動を実施する。
- ・配置の適正化までの間、小規模校の課題の緩和を図るための取組（例：I C T等を活用した合同授業の実施など）も進める。
- ・配置の適正化の対象となった学校の教育方針や、これまでに培った教育実績、文化などを新しい学校へ継承されるよう、十分に配慮する。

6 その他

- ・大規模校や過大規模校（25 学級以上）についても、「通学区域の変更」等の方法により、課題の解消に努める。

第4部 中学校の配置の適正化に向けた基本的な考え方

I 適正配置の対象校（規則第2条及び第3条関係）

1 適正配置対象校の区分

適正配置対象校は、毎年5月1日現在の学校現況調査及び住民基本台帳等を勘案して区分する。

◆適正配置対象校の区分◆

- ① 複式学級を有する中学校
- ② 生徒数が60を下回る中学校であって、今後も60以上となる見込みがないもの（①を除く。）
- ③ 生徒数が60以上である中学校であって、今後60を下回ることが見込まれるもの（①を除く。）
- ④ 全ての学年において単学級である中学校であって、今後も全ての学年において単学級であることが見込まれるもの（①～③を除く。）
- ⑤ 4学級又は5学級である中学校であって、今後全ての学年において単学級になることが見込まれるもの（①～③を除く。）
- ⑥ 今後4学級又は5学級の状況になると見込まれる中学校（①～③を除く。）

2 その他対象

条例第16条第4項第2号に規定する中学校（現在6～8学級、又は5学級以下で今後6～8学級となる中学校）のうち、教育委員会が生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るため統合又は通学区域の変更の必要があると認めるもの（以下、「6～8学級校」という。）については、以下に例示する場合などを適正配置の対象とする。

（例）

① 生徒数が急激に減少することが見込まれる場合

校区内の小学校の児童数の減少傾向が顕著であり、今後急激に生徒数が減少する可能性が高い場合 など

② 授業や学級活動、一定の集団規模が必要な教育活動等に課題がある場合

特定の学年の生徒数が著しく少ない、又は特定の学年が単学級である等の理由から、授業や係活動などの学級活動、運動会などの一

定の集団規模が必要な教育活動等において、著しく支障が生じている、または、生じる可能性がある場合 など

③ 小学校の学校再編に併せて、進学先となる中学校も含めた一体的な再編を行うことが望ましいと判断される場合

小学校の再編に併せて、進学先である中学校の再編を実施することが望ましい場合 など

Ⅱ 配置の適正化の手法と考え方

1 配置の適正化の手法（条例第 16 条第 4 項、規則第 5 条関係）

(1) 統合

- ・ 配置の適正化は、基本的には「統合」の手法により進める。
- ・ 統合を考える場合は、同一区内にある通学区域が隣接している学校を基本とし、適正配置対象校又は 6 ～ 8 学級校同士の統合を優先する。
- ・ なお、通学にかかる負担が大きい場合は、1 対 1 等の統合だけでなく、適正化の対象の中学校を小学校の通学区域単位で分割し、それぞれ隣接する中学校へ統合することも検討する。
- ・ 学校施設については、既存の学校施設を可能な限り使用する。原則として、開校時点の生徒数の多い学校の校舎を使用する。ただし、必要な学校施設の整備が困難な場合等、合理的な理由がある場合はこの限りではない。

(2) 通学区域の変更

- ・ 「統合」以外の手法としては、「通学区域の変更」による。
- ・ 通学区域の変更を考える場合は、関係するすべての学校が 9 学級から 24 学級の適正規模の学校となるよう、既存の学校施設の状況も考慮して検討する。

※(1)(2)共通事項

- ・ 通学経路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、同一区内により適切な相手校がある場合は、上記の限りではない。
- ・ 但し、上記に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。
- ・ 小学校の通学区域単位で分割する「統合」や「通学区域の変更」を検討する場合は、区長は、在校生の人間関係や今後入学してくるきょうだい関係を配慮し、大阪市立小学校、中学校及び義務教育学校における就学すべき学校の指定に関する規則の適用についても検討する。

2 適正配置対象校等の相手方となる学校の選択基準（規則第5条関係）

- ・「統合」又は「通学区域の変更」の際に相手方となる学校は、原則として、同一区内にあり、通学区域が隣接している学校とする。
- ・但し、通学経路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、同一区内により適切な相手校がある場合は、この限りではない。
- ・原則に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。

3 配置の適正化において満たすべき条件

- ・原則として、関係するすべての学校が適正規模（9～24学級）になること
- ・必要な教室数等の学校施設要件を満たすこと
- ・通学距離は、原則として、3km以内になること
- ・通学経路の安全面において道路交通事情等により支障をきたすことがないこと
- ・ただし、通学経路や施設面、地理的条件、地域コミュニティ等を総合的に勘案し、合理的な理由等がある場合は、原則に縛られるものではない。
- ・原則に拠らない場合は、事前に区と教育委員会事務局で十分かつ慎重に検討し、説明責任を果たせるようにすることが必要である。

4 配置の適正化の進め方

(1) 学校再編整備計画の策定（条例第16条第4項・5項、規則第4条・5条関係）

1) 学校再編整備計画案の作成

- ・適正配置対象校又は6～8学級校が所在する区の区担当教育次長は、条例及び規則に基づき学校再編整備計画（以下、「計画」という。）案を作成する。
- ・計画案には、次の事項を記載する。
 - ① 再編の実施時期
 - ② 再編実施後の学校の所在地
 - ③ 再編の対象となる各学校の学級数、生徒数の推移及び今後の見込み
 - ④ 再編の対象となる各学校の規模を適正規模にするための方法
 - ⑤ 再編実施のための学校施設の整備計画
 - ⑥ その他必要な事項

- ・上記③について、原則として、開校時点で適正規模となるよう策定すること。なお、開校時点で適正規模とならない場合でも、計画策定時に推計が算出されている最終年度において適正規模となる場合は、計画を策定することができる。
- ・上記⑥について、6～8学級校が再編の対象校となる場合は、生徒の良好な教育環境の確保及び教育活動の充実を図るために統合又は通学区域の変更が必要であることの説明を具体的に記載する。
- ・上記⑥について、通学中の安全対策や通学の負担軽減策等を必要に応じて記載する。・計画案の検討にあたっては、学事課推計以降に実施が決定している大型開発事業等がないか、再編の対象となる学校の周辺に将来的に再編が必要となる学校がないかなど、人口推移や区全体の配置のバランスにも留意する。
- ・計画案を作成するにあたっては、必要に応じて、関係先（通学の安全関係であれば建設局及び警察等）と十分に調整を行う。

2) 計画案の作成時期

- ・適正配置対象校は、原則として、速やかに計画案を作成する。また、学校施設の改修工事等を考慮したうえで、配置の適正化に向けて最短の時期の実施となるよう計画する。
- ・適正配置対象校のうち、就学規則第5条第2項に規定する保護者が選択できる施設一体型小中一貫校（いわゆる全市募集型小中一貫校）については就学制度の改善（学校選択制、指定校変更の拡大）や国の学級編制基準による影響なども含め、学級数、生徒数の推移を十分に注視し、適切な時期に計画案を作成する。
- ・6～8学級校については、生徒数の推移を十分注視し、適切な時期に計画案を作成する。
- ・適正配置対象校について、「教育委員会が特別の事由があると認める場合」は、適切な時期に計画を策定するものとしてすることができる。なお、「教育委員会が特別の事由があると認める場合」とは、「統合」や「通学区域の変更」により生徒の教育環境の改善が図れない場合等※であり、教育委員会会議での審議・議決を要する。
※ 学校の運動場面積や立地条件等から、統合後の学校での生徒の収容対策を講じることができない場合 など
- ・計画案を作成するにあたっては、住民説明会を開催する等し、学校再編の必要性等について関係する保護者・地域住民の理解を図るとともに、可能な限り意見を聴取し、計画案に反映するよう努める。

3) 計画の策定・公表・変更

- ・教育委員会は、教育委員会会議での審議・議決を経て計画を策定する。

- ・区担当教育次長は、教育委員会が策定した計画を区ホームページで公表する。
 - ・区担当教育次長は、公表した計画について、必要に応じて保護者・地域住民に説明を行う。
 - ・公表した計画のうち、「計画の実施時期、実施後の中学校の所在地」について変更する必要がある場合は、区担当教育次長は変更する内容及び理由を明らかにした計画変更案を教育委員会会議に上程し、審議・議決後、変更内容を区ホームページで公表する。
- なお、その他の計画内容の変更については、教育長の専決事項とし、必要に応じて区ホームページで公表する。

(2) 学校適正配置検討会議（条例第 16 条第 7 項、規則第 7 条関係）

1) 学校適正配置検討会議の開催

- ・区担当教育次長は、学校適正配置検討会議開催要綱を定め、その要綱に基づいて、計画について意見を聴取する場として、学校適正配置検討会議（以下、「会議」という。）を開催する。
- ・会議の開催は、「懇談会等行政運営上の会合の開催に関する指針（平成 23 年 7 月 21 日総務局長決裁）」（以下、「懇談会等開催指針」という。）に基づく。
- ・会議の開催期間について、懇談会等開催指針に基づき、恒常的な組織であるとの誤解を招かないよう、開催期間を明示する。
- ・会議は、原則として公開とする。
- ・区担当教育次長は、会議の議事進行について、必要に応じて委員のなかから座長を指名することができる。

2) 委員

- ・会議の委員は、次に掲げる者のうちから、計画で再編の対象となる各学校の校長の意見を聴いて、当該校が所在する区の区長の推薦により、教育委員会が委嘱する。
 - ① 計画で再編の対象となる各学校に在籍する生徒の保護者
 - ② 計画で再編の対象となる各学校の所在する地域の住民（当該校の校舎が、その学校の通学区域外に所在する場合は、その学校の通学区域内に居住する住民を含む。）等
 - ③ 計画で再編の対象となる各学校の学校協議会の構成員
 - ④ ①から③のほか教育委員会が適当と認める者
- ・委員の定数は、計画で再編の対象となる学校のうち 1 の学校ごとに 5 名程度とし、当該会議ごとに定めることとする。ただし、地域の状況等に応じた定数に変更することができる。

- ・委員の任期は、原則として、委嘱の日から4年以内とする。ただし、計画の実施時期に応じて任期を変更することができる。
- ・委員が欠けたことにより新たに委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- ・上記④について、区長は、再編計画の対象となる学校の通学区域にある小学校に在籍する児童の保護者の推薦も検討する。

3) 検討会議の意見聴取事項

- ・会議における意見聴取の事項は、計画に関すること、学校名案、校章、校歌、標準服、その他必要な事項に関することとする。

5 配置の適正化に係り検討すべき配慮事項

(1) 通学にかかる負担の軽減

再編により通学距離が長くなる場合は、次のとおり負担軽減策を検討する。

- ・対象：通学距離が2km超となる生徒（学校選択制等の生徒は対象外）
- ・手段：通学の負担軽減策は、安全性の観点から「①公共交通機関の利用（無料乗車証等の交付）」を原則とする。これにより難しい事情がある場合は、その事情を明らかにしたうえで、個々の状況に応じ、「②スクールバスの運行」、「③自転車の利用」から最適な方法を検討することとする。
- ・その他、必要に応じてその他の負担軽減策（例：個人用ロッカーの配備等）も検討する。

(2) その他の検討すべき配慮事項

<教育委員会事務局（区教育担当含む）>

- ・統合後の学校運営にかかる学校の意向を踏まえて教室改修等を検討する。
- ・保護者に過度の負担を与えないよう、学校再編整備により生じる新たな物品（標準服等）の貸与等を行う。
- ・統合後の学校が新しい教育方針のもとで教育活動を展開できるよう、学校長が提案する学校の活性化・特色化に関する取組を支援する。
- ・統合後、当面の間は、きめ細かい対応ができるよう、教員の配置に加え、専門職（スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなど）との連携について、実情にあわせて助言等の支援を行う。
- ・高校入試について、統合前の準備段階から進路に関する不安を払拭できるよう、必要に応じて説明会等を実施するなど、丁寧に情報提供を行う。

- ・不登校や日本語指導を必要とする生徒など、個別の支援を要する生徒について、統合の準備段階から、学校間での交流、個々の生徒にかかる情報共有や、ハード・ソフト両面から支援策を実施する。
- ・中学校においては部活動も重要な要素であるが、通学区域が広がり、通学時間が長くなることが想定されることから、学校が帰宅時間等も考慮した活動のあり方も検討できるよう支援する。

<学校>

- ・統合によって、生徒の心理的な負担が生じないように、統合前に対象校同士の交流活動（部活動、イベントの合同開催など）を実施する。
- ・配置の適正化までの間、小規模校の課題の緩和を図るための取組（例：ICT等を活用した合同授業の実施など）も進める。
- ・配置の適正化の対象となった学校の教育方針や、これまでに培った教育実績、文化などを新しい学校へ継承されるよう、十分に配慮する。
- ・統合により生じる小中連携にかかる教員の負担を軽減※するため、学校同士で事前に十分な調整を図る。

※ 例えば、小学校専科指導教員の受け持ち校数が増えた場合のスケジュール調整、教員の学校間交流や授業の相互参観における自転車の利用 など

6 その他

- ・大規模校や過大規模校（25 学級以上）が生じた場合、「通学区域の変更」等の方法により、課題を解消することに努める。

第5部 その他

I 学校の跡地

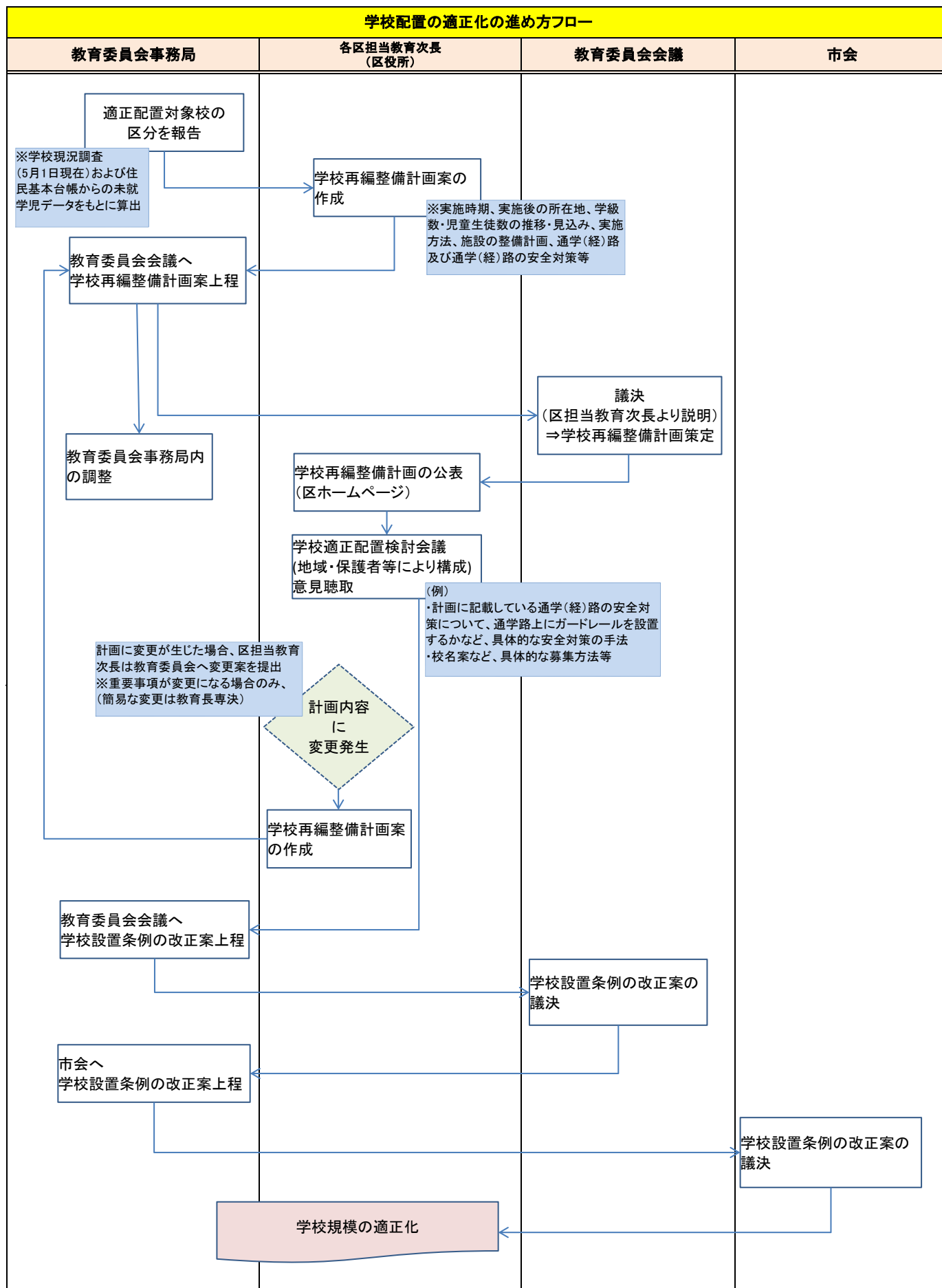
- ・学校の跡地については、大阪市未利用地活用方針において、主として売却を前提とした処分検討地として分類されているが、市民の貴重な財産であることから、区長を中心とし、関係局とも連携を図りながら、その処分及び有効活用については、計画的に進めていかなければならない。
- ・土地流動化委員会の意見書においても、学校の跡地は地元の愛着、防災空間としての機能などに配慮する必要がある、処分にあたっては個別の用地にかかる状況を十分精査し、地域との調和を図ることのできる具体的な処分方策、有効活用策、処分時期について慎重に検討した上で進めるようにと示されている。
- ・これまで学校施設は地域の住民にとっても投票所や、災害時における避難所として指定されてきたところ、令和4年4月の「未利用地等の活用に伴う定期借地制度等運用指針」が改正され、学校の跡地については、売却だけでなく、一定の条件を満たす場合、貸付による活用が可能となった。
- ・学校の跡地については、地域住民の関心も高いことから、学校施設が有していた機能を踏まえつつ、まちづくりの観点から、区長を中心に、関係局とも連携を図りながら、計画案の作成と並行して計画的に検討を進めていく。
- ・なお、検討にあたっては、必ず事前に教育委員会事務局及び契約管財局へ相談のうえ、個々の学校跡地にかかる地元の住民の意見や要望を十分に聞くなど柔軟な対応を行い、慎重に方策を検討していく。

※大阪市未利用地活用方針（平成19年6月28日）

市民の貴重な財産である未利用地については、早期の事業化や処分促進など有効活用を図ることが重要ですが、現在の厳しい財政状況の下、当面この状況が続くことも予想されることから、土地の保有の必要性とのバランスを考慮しながら、可能な限り売却に取り組むこととします。

売却期間の設定にあたっては、不動産市況への影響、測量・境界確定の業務、地元説明等の期間を勘案して、処分検討地を早期（平成20年度まで）、中期（平成22年度まで）、長期（平成28年度まで）に区分し、段階的・計画的に実施していくこととしますが、状況によっては期間の前倒しも検討します。

また、今回の活用方針において、事業予定地や継続保有地に分類されたものについても、事業化の目処や保有の必要性を引き続き精査し、未利用地をとりまく状況の変化や財政状況の変化なども考慮しながら、必要な場合には活用方針の見直しを行い、新たに発生する未利用地の活用方針の策定と併せて、定期的に公表していくこととします。



6 議事 2

(1) 大阪市における現状と課題について

資料 5 学校配置の適正化にかかる検証について（案）

(1) 大阪市における現状と課題について

資料5 学校配置の適正化にかかる検証について (案)

1. 目的

本市では、令和2年4月に大阪市立学校活性化条例を改正施行し、あわせて大阪市立小学校の適正規模の確保に関する規則を制定し、配置の適正化に着手する基準や進め方を規定した。さらに、大阪市学校適正配置審議会より「大阪市立中学校 学校配置の適正化の推進に向けての意見書(令和6年3月)」を受け、令和7年4月、中学校の配置の適正化にかかる規定を追加した条例規則を改正施行することとしている。

令和2年4月の条例改正から5年が経過したことから、条例改正以降に、配置の適正化を実施または着手した小学校について、教育環境改善の観点から効果および課題について検証し、今後の学校配置の適正化の取組に活かしていくこととする。

2. 想定される検証項目 (素案)

	検証項目	検証の視点	想定される根拠データ等 ※…データ有
学校再編後の教育環境に関する検証	(1) 学校再編前後の学校規模等	・統合後の学校について、適正な規模および教員体制が確保されているか ・その他効果と課題	・学校現況調査※
	(2) 児童の学習面	・教育活動の充実につながっているか ・その他効果と課題	・全国学力・学習状況調査※ ・統合後アンケート※ ・統合校への聞き取り※
	(3) 児童の学校生活面	・人間関係の固定化の解消などにつながっているか ・その他効果と課題	・統合後アンケート※ ・統合校への聞き取り※
	(4) 通学の安全面	・安全確保の取組状況 ・その他効果と課題	・統合校、区役所への聞き取り
	(5) 学校運営面	・教員の指導技術の向上等につながっているか ・校務分掌の負担は軽減されているか ・その他効果と課題	・統合校への聞き取り※
	(6) 財政効果インセンティブ制度の活用	・活用状況 ・その他効果と課題	・活用実績の集約※ ・事業実施区への聞き取り

※ あわせて、再編の進め方にかかるノウハウ(計画策定にかかる住民説明、計画策定後統合までの準備等)の蓄積等を行う。

3. 今後の進め方(案)

○令和7年度 教育委員会事務局内に作業チーム設置(学事課、関係課、関係区)

- ・ 検証項目、視点等の整理、検証に必要なデータ等の検討
- ・ データ収集、分析、まとめ

※ 検討項目に応じて、各分野の専門家にアドバイスを頂く

○第44回審議会において、とりまとめ案の報告・意見聴取

参考資料 検証データ（抜粋）

1 対象校について

条例改正（令和2年）以降に、統合により開校した学校

西成区 まつば小学校

生野区 義務教育学校生野未来学園（前期課程）、田島南小学校、大池小学校

2 検証データ（令和6年度現在）

（1）学校再編前後の学校規模等

① 学校統合前後及び現時点の児童数・学級数の状況【学校現況調査より】

田島南小学校

R3年度

学校名		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	特別支援学級
田島小学校	学級数	1学級	1学級	1学級	1学級	1学級	1学級	6学級	3学級
	児童数	30人	37人	35人	37人	31人	25人	195人	12人
生野南小学校	学級数	1学級	1学級	1学級	1学級	1学級	1学級	6学級	5学級
	児童数	28人	23人	27人	27人	34人	29人	168人	25人



R4年度

学校名		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	特別支援学級
田島南小学校	学級数	3学級	2学級	2学級	2学級	2学級	2学級	13学級	7学級
	児童数	81人	59人	64人	64人	69人	66人	403人	45人



R6年度

学校名		1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計	特別支援学級
田島南小学校	学級数	2学級	2学級	3学級	2学級	2学級	2学級	13学級	5学級
	児童数	58人	71人	81人	60人	68人	64人	402人	29人

※特別支援学級の児童数は合計児童数の内数

② 学校統合前後及び現時点の教職員数の状況 【各年度 5/1 の教職員在籍数より】

田島南小学校

R3年度

学校名	校長（准校長）	副校長	教頭	教諭（定数内）	教諭（加配）	養護教諭 又は養護助 教諭	栄養教諭 又は栄養職 員	事務職員	管理作業員	給食調理員	計
田島小学校	1人	-	1人	10人	5人	1人	0人	1人	2人	4人	25人
生野南小学校	1人	-	1人	12人	3人	1人	0人	1人	1人	2人	22人
合計	2人	0人	2人	22人	8人	2人	0人	2人	3人	6人	47人



R4年度

学校名	校長（准校長）	副校長	教頭	教諭（定数内）	教諭（加配）	養護教諭 又は養護助 教諭	栄養教諭 又は栄養職 員	事務職員	管理作業員	給食調理員	計
田島南小学校	1人 ※田島中 校 長が兼ねる	1人 ※田島中 副 校長が兼ね る	1人	22人	11人	1人	0人	1人	2人	5人	43人

【参考】田島中

→校長1名、副校長1名、教頭1名



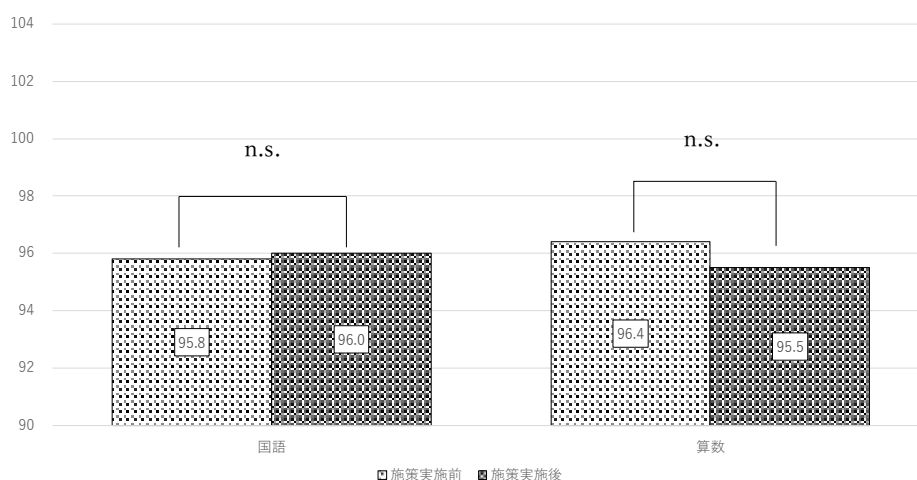
R6年度

学校名	校長（准校長）	副校長	教頭	教諭（定数内）	教諭（加配）	養護教諭 又は養護助 教諭	栄養教諭 又は栄養職 員	事務職員	管理作業員	給食調理員	計
田島南小学校	1人 ※田島中 校 長が兼ねる	1人 ※田島中 副 校長が兼ね る	1人	20人	13人	1人	1人	1人	2人	0人	39人

（2）児童の学習面

○ 成績の変化【全国学力・学習状況調査結果より】

対象校の成績（標準化得点）変化



学力向上事業が行われる前の2017年と現時点2024年の学力

※授業改善の取組を中心とした「学力向上事業」実施前と現時点の調査結果を比較

○ 教育活動面での変化【統合校教員への聞き取り調査より】

- ・学年縦割り活動では、授業時間を合わせたり、上級生が力を抜いたり、合わせたりしないといけないところが課題であった。学年で活動できるメリットは大きい。
- ・習熟度別授業はグルーピングが多くできる方が絶対に良い。クラスが増え、やりやすくなった。
- ・クラス数が単学級から複数学級になったことで、習熟度別の授業が1学級2展開から2学級3展開が可能となり効果が向上した。

(3) 児童の学校生活面

○ 人間関係の変化①【統合後アンケート(令和3・4年度実施)より】※複数回答有

質問項目	主な肯定的回答	主な否定的回答
今の学校生活について(児童)※	【教室での様子】 ・新しい友だちができた(81.6%) ・学校がにぎやかになった(51.7%)	・意見がまとまりにくくなった(9.8%)
	【休み時間の様子】 ・遊ぶ仲間が増えた(67.7%) ・遊びの種類が増えた(33.7%)	・遊ぶことが少なくなった(9.5%)
	【先生の人数が増えたこと】 ・いろいろな先生に教えてもらえるのでよかった(45.4%)	・先生とあまり話がでえなくなった(6.3%)
統合してよかったこと(児童)※	・これまでより楽しく学校生活を送っている(54.3%)	・これまでより楽しく学校生活を送れていない(7.4%)
統合してよかったこと(保護者)※	・これまでより楽しく学校生活を送っている(41.4%)	・これまでより楽しく学校生活を送れていない(7.5%)
統合による改善・効果(教職員)※	・交友関係が広がり、多様な意見に触れられるようになった(58.0%)	・特に改善・効果はない(15.0%)
学校生活に慣れるまでの期間(保護者)	・1か月程度(66.4%)	・まだ慣れていない(4.7%)

(その他の意見)

- ・友だちがたくさん増え、いろいろな子がいることがわかった
- ・人数が多くなって、みんなのできることが増えた
- ・人数が増えてうるさくなった
- ・人間関係が難しくなった

○ 人間関係の変化②【統合校教員への聞き取り調査より】

- ・統合により固定化された人間関係から、異なる集団に環境を変えることが可能となり良かった。
- ・小規模校では関係が密になることは良い反面、合わなかったときの影響は大きい。社会性や多様な価値観に触れ、生きる力を育む意義は大きい。

- ・いろいろな考え方に触れることができ、社会性の向上にはつながると思う。
- ・外国籍の児童も増えている中で、多様性に触れることができるようになった。
- ・苦手な友だちも含めて、他人を知ろうとすることができるようになるので、クラス替えは児童のいい刺激になっている。

(4) 通学の安全面

○ 実施した対策

- ・保護者・地域、警察、建設局と連携し、通学路や見守り活動等の検討
- ・グリーンラインの設置
- ・通学路の明示（通学路案内電柱等巻付看板の設置、路面シールの整備）
- ・交差点のニート舗装
- ・歩行者用信号の時間延長

(参考) 統合予定の学校で検討している対策

- ・学校での安全教育
- ・交差点内の一灯信号を撤去し、一時停止線を新設
- ・横断歩道の塗り直し
- ・店舗への駐輪指導

(5) 学校運営面について

○ 教員の指導技術の向上【統合後アンケート(令和3・4年度実施・教職員対象)より】

① 統合による改善・効果について（複数回答あり）

- ・ティーム・ティーチングや専科指導等の多様な指導方法をとることができ、教員の資質向上を図ることが可能となった（29%）
- ・複数の教員で教材研究や指導・行事準備を行うことができ、教員一人当たりの負担が軽減した（26%）

② 統合に伴う新たな課題について

- ・生じていない（40%）
- ・生じている（50%）

→主な理由について（自由記述）

「既存のルールの確認・統一に時間がかかる」「学校の規模が大きくなり、今までは全教職員で共有できていた、課題のある児童についての情報が、今は学年内だけで止まってしまっている」など、各校の方針、文化の違いや教職員間の交流・情報共有に関すること（42.2%）

○ 学校運営、校務分掌の負担など【統合校教員への聞き取り調査より】

- ・ 学年主任や副主任を置けることは教員配置としてはメリット。
- ・ 校内研修への参加がしやすくなった。
- ・ 小規模校は校務分掌の負担が大きかったもので、統合後は負担が減り、児童に向き合える時間が増えた。
- ・ 人数が増えることはよいが、統合前からいる教員（地域の事情などを把握している教員）が何人残るかがとても重要。学校再編の時は、そういう教員が特例で残れるようなシステムがあってもよいと思う。
- ・ 校区が広がり、家庭訪問などの負担は大きくなった。

（６）財政効果創出インセンティブ制度※の活用

○ 取組内容（実績）

① 学校支援人材の配置

統合に向けての体制の確保、統合後の円滑な学校運営を図るため、統合前後に関係校に対し、次の人材を加配

- ・ 教員
- ・ スクールカウンセラー
- ・ スクールサポートスタッフ など

② 通学路の安全対策（再掲）

- ・ グリーンラインの設置
- ・ 通学路の明示（通学路案内電柱等巻付看板の設置、路面シールの整備）
- ・ 交差点のニート舗装

③ 個人ロッカーの設置

統合により通学距離が長くなることから、家庭へ持ち帰る必要のない教科書などの勉強道具を学校で保管できるよう個人ロッカーを設置

※ 財政効果創出インセンティブ制度

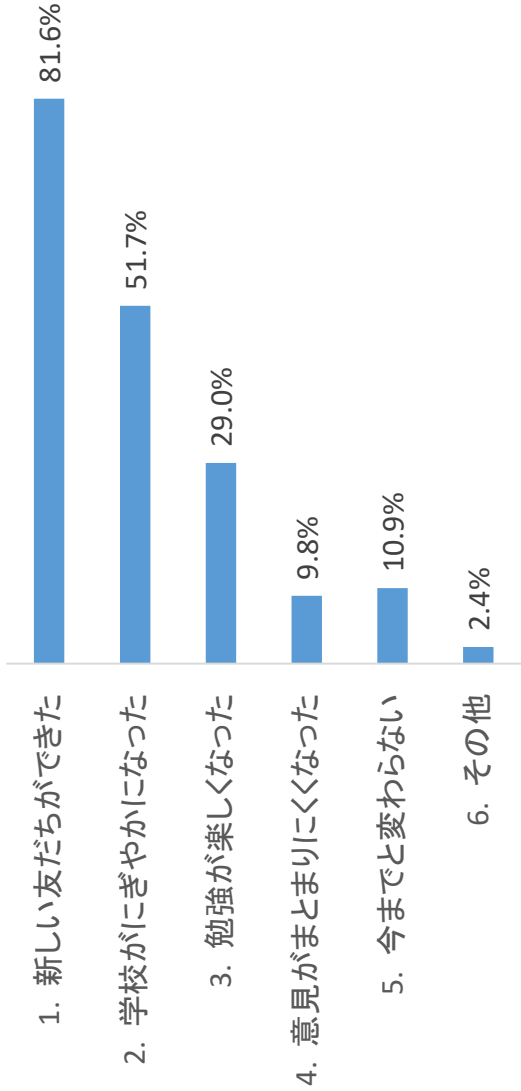
学校配置の適正化の取組では、学校統合において削減される教職員の人件費を統合前後の関係校に対し一定期間充当し、学校統合における教育環境や教育内容の充実等の特色化などを行っている。

【参考】 R 3 ・ 4 統合後アンケート結果（別紙）について

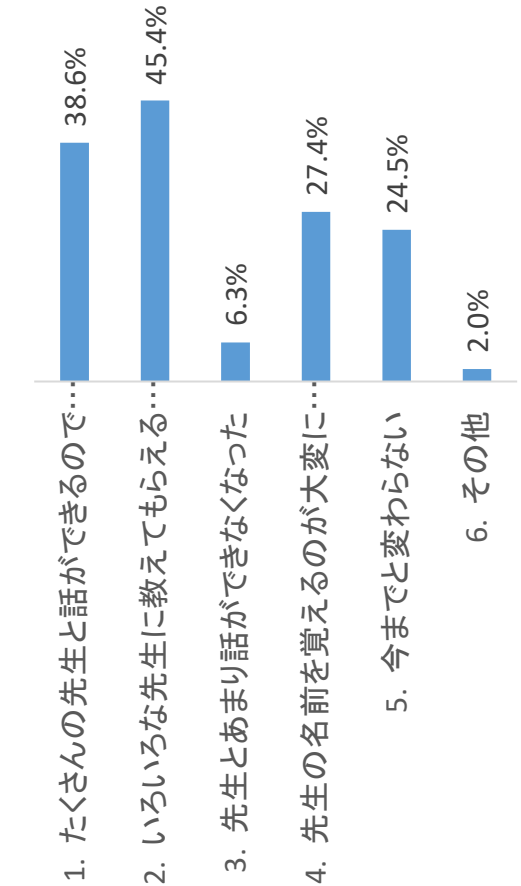
- ① 対象校
 - ・ まつば小学校
 - ・ 大池小学校
 - ・ 田島南小学校
 - ・ 義務教育学校生野未来学園（前期課程）
- ② 対象者
 - ・ 在籍児童のうち、第 2 学年から第 6 学年の児童
 - ・ 対象児童の保護者
 - ・ 在籍する教職員
- ③ 実施時期等
 - ・ 統合後、半年程度を経過する時期

質問：今の小学校についてどう思いますか。（複数回答可）

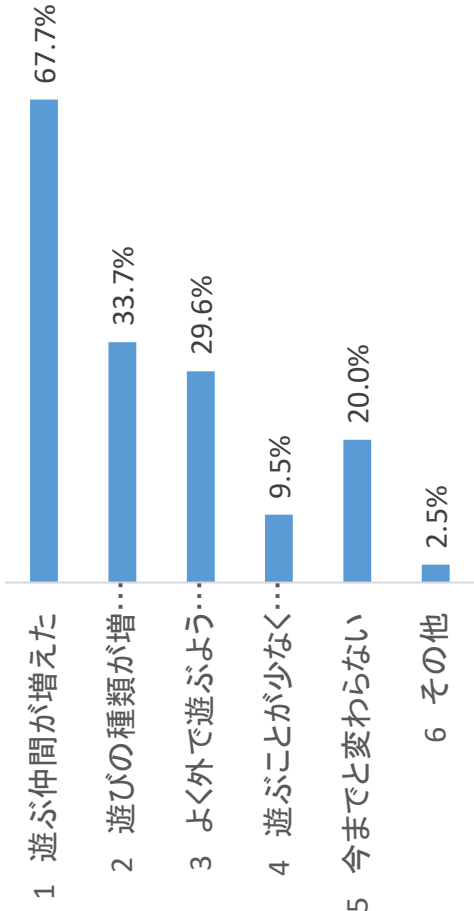
教室での様子について



先生の人数が増えたことについて



休み時間の様子について

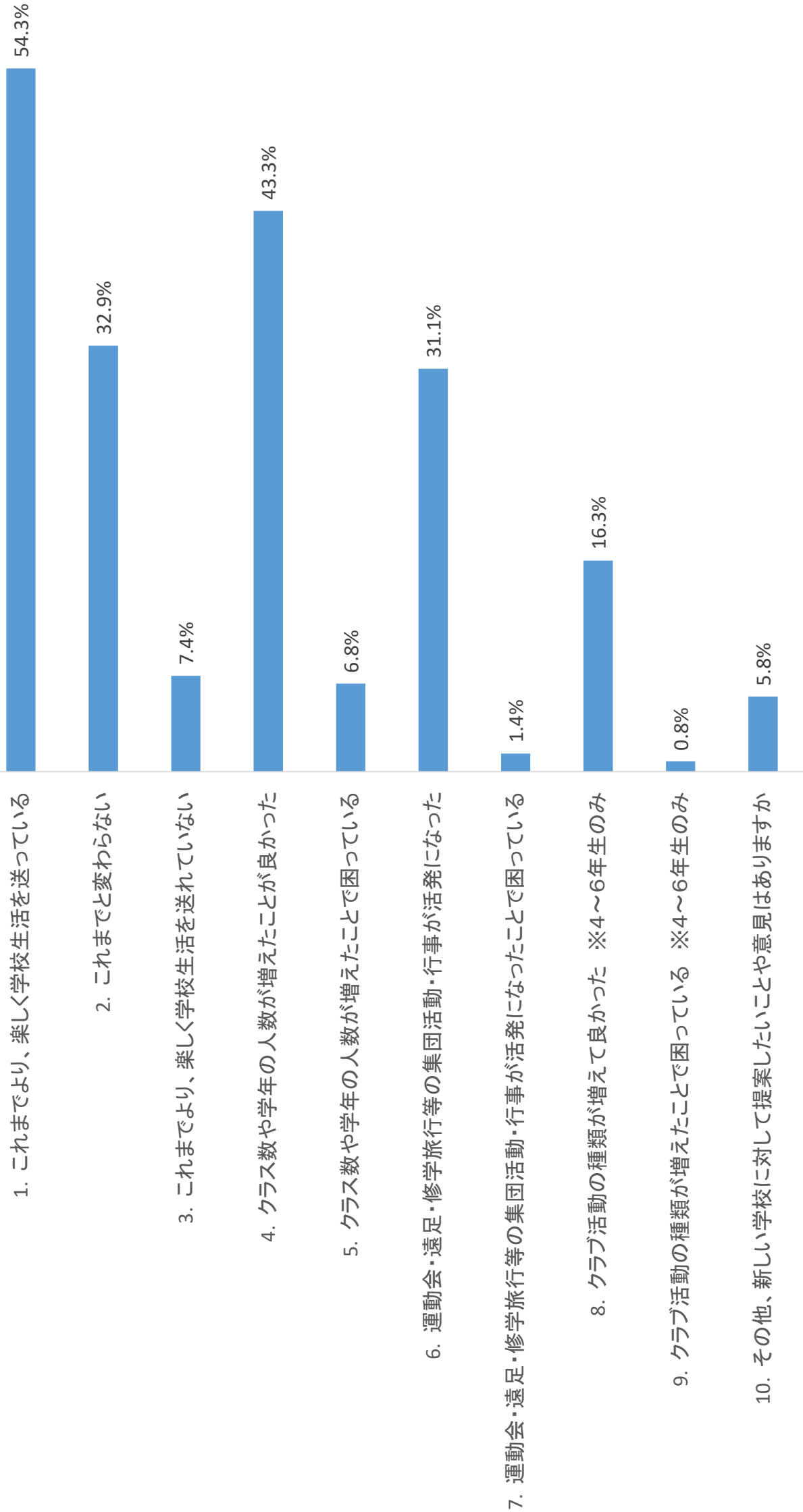


【分析】

- 多くの児童が「新しい友だちができ
た」、「遊ぶ仲間が増えた」、「いろい
ろな先生に教えてもらえるのでよかつ
た」と回答している。

◆R3・4統合後アンケート結果(児童) ※統合後半年度の時期に実施 回答率約80%

質問：統合してよかったことは何ですか。（複数回答可）

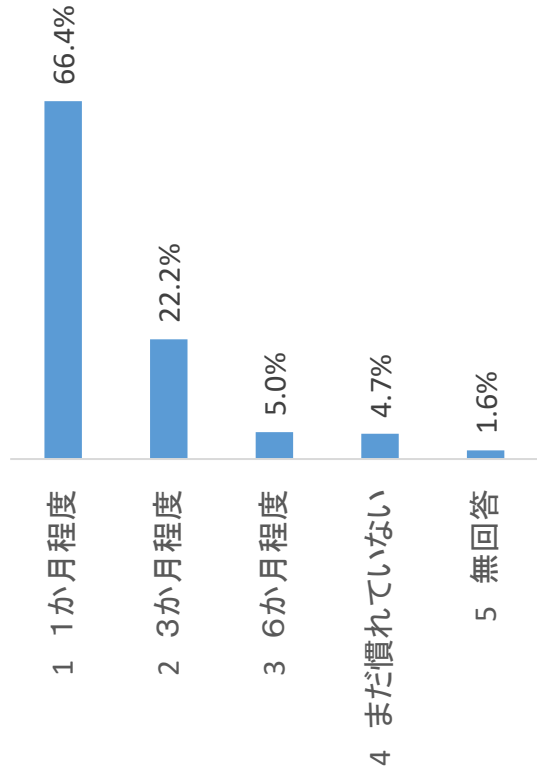


【分析】

- ・5割の児童が、「これまでより楽しく学校生活を送っている」と回答している。

◆R3・4統合後アンケート結果（保護者）※統合後半年程度の時期に実施 回答率約70%

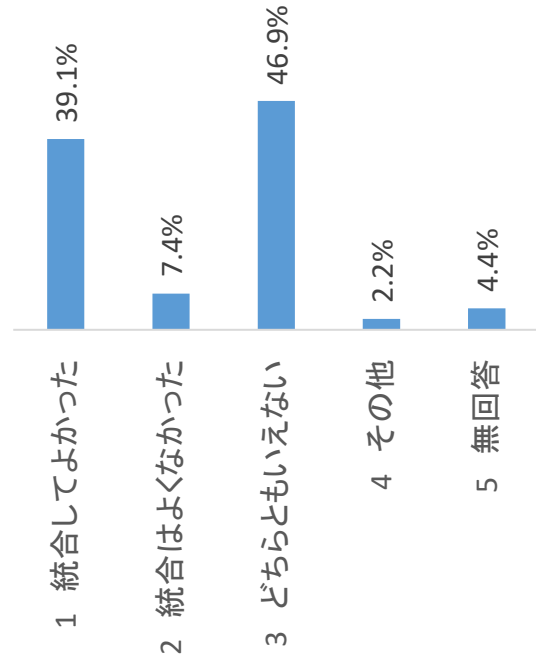
質問：お子様が、統合後の学校生活に慣れるまでに
どのくらいかかりましたか



【分析】

- ・6割の保護者が、統合後の学校生活に1か月以内で慣れたと回答している。

質問：お子様の様子を見て、学校を統合したこと
について、どのように感じておられますか

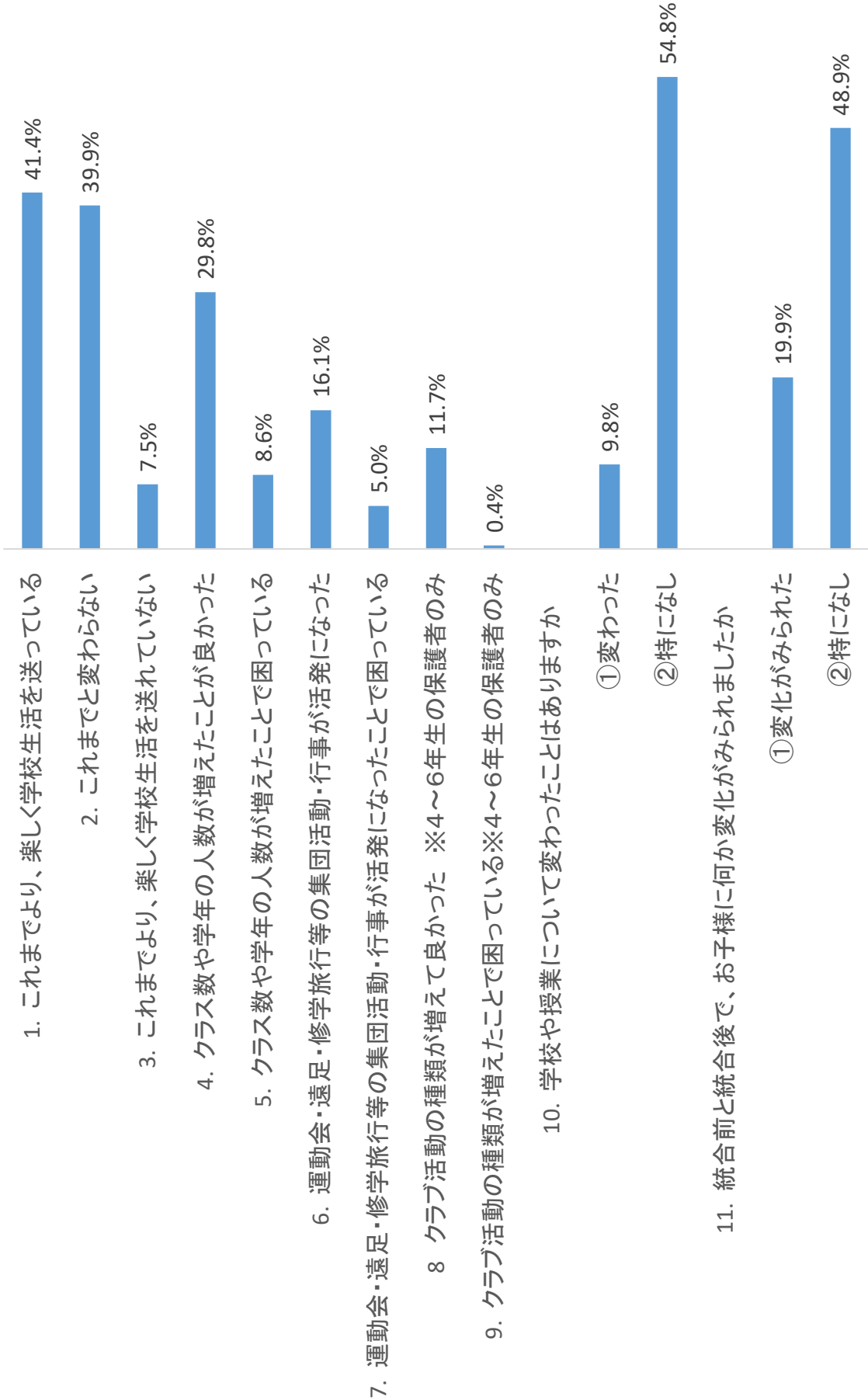


【分析】

- ・3割の保護者が統合してよかったと回答している。

◆R3・4統合後アンケート結果(保護者)※統合後半年度の時期に実施 回答率約70%

質問：統合してよかったことは何ですか。（複数回答可）

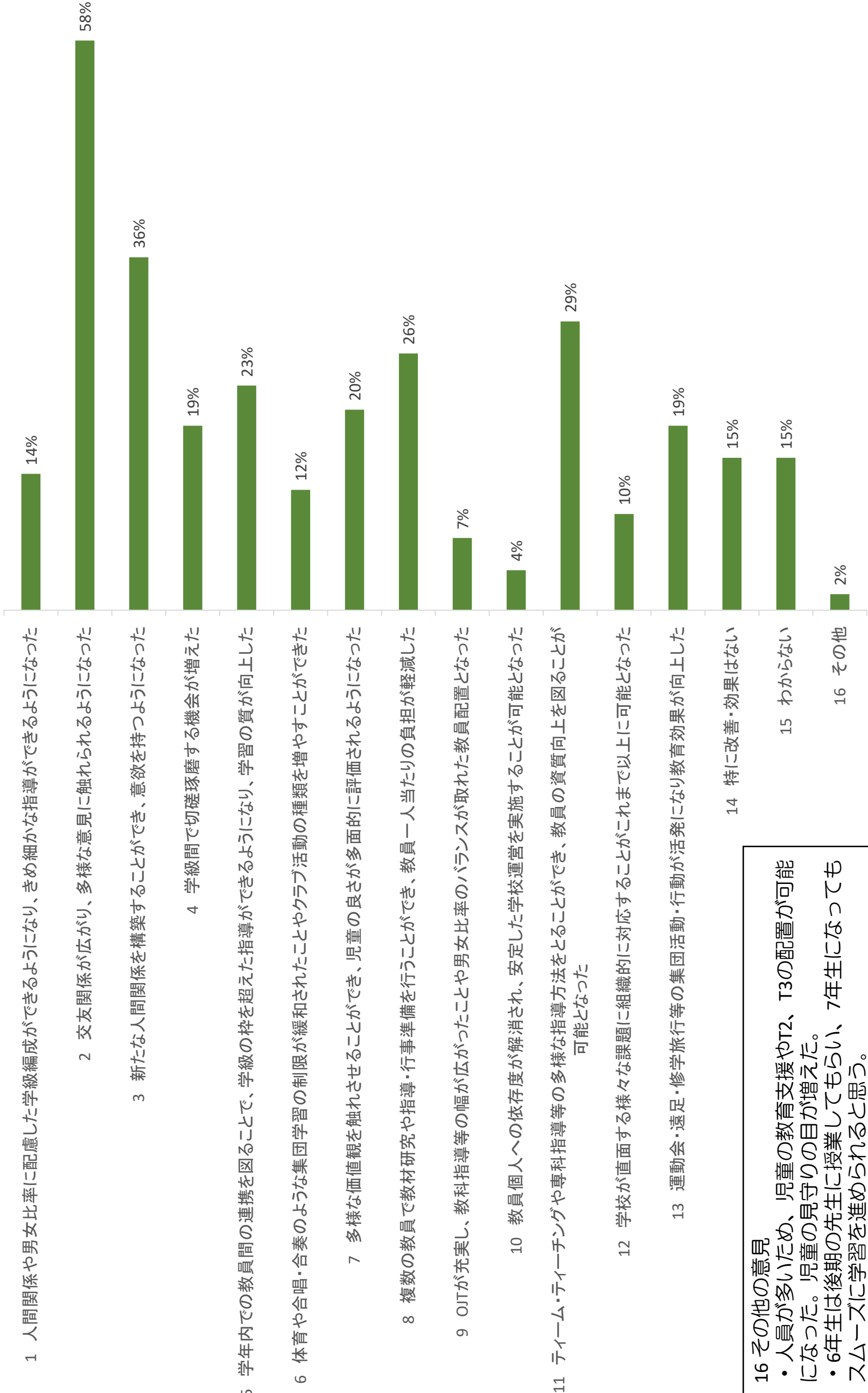


【分析】

- ・4割の保護者が、「これまでより楽しく学校生活を送っている」と回答している。

◆R3・4統合後アンケート結果(教職員)※統合後半年度の時期に実施 回答率約70%

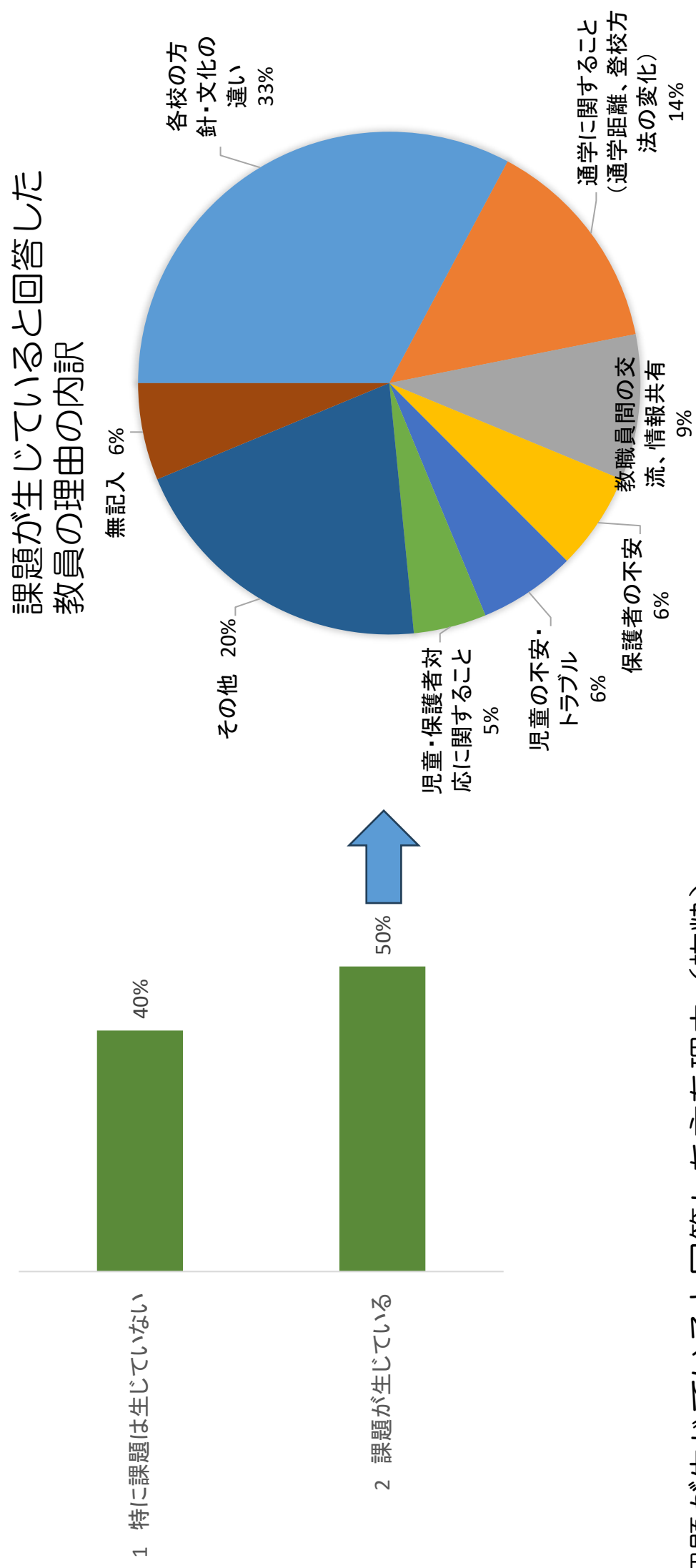
質問：統合により、どのような改善・効果がありましたか。（複数回答可）



16 その他の意見
・人員が多いため、児童の教育支援やT2、T3の配置が可能になった。児童の見守りの目が増えた。
・6年生は後期の先生に授業してもらい、7年生になってもスムーズに学習を進められると思う。

◆R3・4統合後アンケート結果(教職員)※統合後半年程度の時期に実施 回答率約70%

質問：統合を理由として、新たな課題が生じていますか。



課題が生じていると回答した主な理由（抜粋）

- 既存のルールの確認・統一に時間がかかる。
- 各学校の色が強い。すり合わせが出来ていない気がする。
- 学校の規模が大きくなり、今までは全教職員で共有できていた課題のある児童についての情報が、今は学年内だけで止まってしまう。
- 統合した両校のコミュニケーション。
- これまでと環境が変わり、対応できない児童もいる。